

各 位

2012年12月10日



会社名：株式会社メッセージ

代表者名：代表取締役社長 古江 博

(JASDAQコード番号：2400)

問合せ先：執行役員経営企画部長 岩本隆博

電話番号：086-242-1551

当社子会社の過去決算に係る第三者調査委員会の調査結果ならびに 当社子会社および当社の過年度決算の訂正の概要に関するお知らせ

当社は、平成24年10月29日発表の「当社子会社の過去決算に係る第三者調査委員会の設置および平成25年3月期第2四半期報告書の提出遅延ならびに当社株式の監理銘柄（確認中）指定見込みに関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成24年3月より当社の連結子会社となった株式会社ジャパンケアサービスグループ（以下「ジャパンケアサービスグループ」といいます。）の過去決算における賃貸不動産および事業譲受に関するのれんの減損処理について、訂正の対象となり得る会計処理が存在する疑義が生じたため、当社グループと利害関係を有しない外部の専門家により構成された第三者調査委員会をジャパンケアサービスグループに設置し、調査を行って参りました。この度、第三者調査委員会より調査報告書が提出されましたので、第三者調査委員会による調査結果の内容および提言につき当社グループにて精査し、これを真摯に受け止め、ジャパンケアサービスグループおよび当社の過年度決算の訂正の必要性を認識するに至りましたので、その概要等について下記のとおりお知らせいたします。

なお、ジャパンケアサービスグループおよび当社の過年度の有価証券報告書等の訂正報告書については、平成24年12月14日までに提出いたします。また、当社の平成25年3月期第2四半期報告書の提出および決算短信発表についても平成24年12月14日までにまいります。

当社の連結子会社の過去決算に係る調査、当社および当社連結子会社の過去決算の訂正が生じること、調査に伴う当社決算発表の遅延、ならびに当社株式の監理銘柄（確認中）への指定など、株主、投資家をはじめとする関係者の皆さまには大変なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査報告書について

(1) 第三者調査委員会の調査対象

第三者調査委員会による調査の対象は、次のとおりです。

① 賃貸不動産の減損処理について

ジャパンケアサービスグループおよびその関係会社が保有するビル（北海道札幌市）に関し、平成 23 年 3 月期および平成 24 年 3 月期において、適正な減損損失処理を行っていたかについて

② 事業譲受に関するのれんの減損処理について

ジャパンケアサービスグループが平成 19 年 11 月に株式会社コムスンから事業譲受した 13 都道府県の訪問介護事業ののれん（営業権）に関し、平成 20 年 3 月期以降、適正な減損損失処理を行っていたかについて

③その他関連項目

a. 固定資産の減損損失の過少計上について

b. ファイナンス・リース取引に関する会計方針変更の妥当性について

c. 関係会社株式等の評価の妥当性について

（なお、③は当初調査対象とされておりましたが、第三者調査委員会による上記①および②についての調査過程の中で、追加の調査対象とされた事項になります。）

(2) 第三者調査委員会の調査方法

第三者調査委員会による調査は、ジャパンケアサービスグループから提供を受けた関係書類およびデータの確認検討、ならびにジャパンケアサービスグループの役職員（現任および当時の在任者）および会計監査人である監査法人の担当公認会計士、および親会社の役職員および会計監査人である監査法人の担当公認会計士に対する面談およびヒアリングにより実施されました。

(3) 第三者調査委員会の調査結果および検討事項

上記（1）について、第三者調査委員会が専門的かつ客観的な見地から慎重に検討を重ねた調査結果の概要は次のとおりです。調査結果に関する詳細は、本書別添 1 の調査報告書に記載されております。

① 賃貸不動産の減損処理について

ジャパンケアサービスグループの平成 23 年 3 月期決算においては 291 百万円、平成 24 年 3 月期連結決算においては 81 百万円の減損損失を計上すべきである。これに伴い、平成 24 年 3 月期第 1 四半期以降の各四半期連結決算において、減価償却費および有形固定資産計上金額の訂正を行うべきである。

② 事業譲受に関するのれんの減損処理について

ジャパンケアサービスグループの平成 21 年 3 月期連結決算において 312 百万円の減損損失を計上すべきである。また、平成 22 年 3 月期第 1 四半期以降の各四半期連結決算において、減価償却費および無形固定資産計上金額の訂正を行うべきである。

③ その他の関連事項

a. 固定資産の減損損失の過少計上について

上記②の事業譲受に関するのれんの減損処理に関する見直しを行った結果、固定資産の減

損損失についても、減損損失の追加認識の必要が生じる。

b. ファイナンス・リース取引に関する会計方針変更の妥当性について

平成 22 年 11 月に事業承継をおこなった「ウエルピア市川」および「グリーン東京」の有料老人ホーム 2 施設（以下「本件 2 施設」といいます。）に関する減損の可否を検討する過程で、過年度における会計処理の妥当性を含む当該会計方針の変更の妥当性についても検討したところ、当社の連結子会社となったことに伴い、親子会社間の会計処理統一の観点から、ファイナンス・リース取引へ変更したことには合理性があり妥当と考えられる。また、本件 2 施設は営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候ありとして減損の認識判定を行い、その結果として減損の認識は不要との結論に至っている判断は妥当と考えられる。

c. 関係会社株式等の評価の妥当性について

ジャパンケアサービスグループはジャパンケアサービス株式を関係会社株式に含め投資その他の有価証券の部に計上している。事業譲受に関するのれんの減損処理の妥当性を検討する際に、対象会社の純資産がマイナスである状況が継続していることから、ジャパンケアサービスグループの単体財務諸表における子会社株式の評価の妥当性について検討したところ、平成 21 年 3 月期以降、平成 24 年 3 月期までの事業年度において、ジャパンケアサービスグループが保有する関係会社株式が過大に計上されているため、備忘価額まで引き下げることが妥当と考えられる。

(4) 第三者調査委員会の提言する今後の対応策

第三者調査委員会が提言する今後の対応策は次のとおりです。今後の対応策の提言に関する詳細は、本書別添 1 の調査報告書に記載されております。

① 過年度決算の訂正

第三者調査委員会は、ジャパンケアサービスグループにおいて所要の過年度決算訂正の手続および作業を行うべきものとする。

② 訂正が必要となる会計処理の主な原因

(i) 会計に関する専門的知識の不足

ジャパンケアサービスグループの役職員は、会計に関する専門的知識を必ずしも十分に持ち合わせていなかった面も否定できない。

(ii) 十分な経理マニュアル等の不備・担当者のスキル等に依存した体制

ジャパンケアサービスグループにおける経理・会計処理マニュアルの内容は必ずしも十分なものであるとは言えず、その結果として、経理・会計処理担当者の個人的なスキルへの依存度が必然的に高くなる傾向にある。

(iii) 必要な情報の収集および実態の把握が不十分

ジャパンケアサービスグループにおける会計処理は、必要な情報の収集および実態の把握に際して、一方向からの検討のみで、必ずしも多方面からの検証、再検討などが十分に行われてこなかった面も否定できない。

(iv) 将来計画の見通しの甘さ・各事業所の損益予測の甘さ

ジャパンケアサービスグループでは、将来の業績予測などを行う際に、必ずしも細部に至るまで精緻な検討を行ってこなかった状況もうかがわれた。

なお、第三者調査委員会によれば、調査を通じて、これら過去における一連の会計処理が、ジャパンケアサービスグループの利益の追求、あるいはジャパンケアサービスグループ役職員または第三者の私的な利益の追求という不正の目的のために行われたものではないと判断しているとのこと。

③ 再発防止策

(i) 会計処理全般に関する経営陣の意識改革

ジャパンケアサービスグループの経営陣においては、会計処理が単なる数字の処理にとどまらない、経営判断の要素を含むものであることを十分に認識した上で、必要な対応を行うべきである。

(ii) 財務報告プロセスの整備と運用の徹底

最終的な財務諸表作成を見据えた上で日々の経理処理業務のプロセスがどのようなべきかを今一度検証し、より適切合理的な業務プロセスを確立した上で、経理担当者においてこれに従い日常の業務を進めるべきである。

(iii) 会計処理全般に関する従業員教育の徹底

経理業務、会計処理業務に従事する従業員に対して、会計処理全般についての教育を徹底していくことが必須である。

(iv) 専門家の積極的な活用

財務諸表の作成以前の経理処理、会計処理の段階においても、日頃から監査法人等とのコミュニケーションを密にするなど、外部専門家を積極的に利用・活用すべきである。

(v) 予算の精度強化

今後の予算作成にあたっては、予算作成のプロセスを見直した上で、より実態を適正に反映した精度の高い予算を作成できるよう努めるべきである。

2. ジャパンケアサービスグループの過去決算訂正および訂正による影響金額

当社グループは、上記の第三者調査委員会による調査結果および提言を真摯に受け止め、第三者調査委員会の提言に即して過去決算の訂正を行う方針です。ジャパンケアサービスグループ単体決算について上記(3)を反映させた結果、ジャパンケアサービスグループの過去決算(連結・単体)の訂正を行うことによる影響の総額(平成21年3月期～平成24年3月期)は本書別添2記載のとおりとなります。

3. 当社連結決算への影響について

ジャパンケアサービスグループは、平成24年3月より当社の連結子会社となっております。ジャパンケアサービスグループの固定資産につきましては、連結子会社化の際に時価評価を行い、

連結処理をしておりましたが、一部、固定資産の中で重要性の低い資産については簿価を時価として連結処理をしておりました。そのため、上記2. のとおり、ジャパンケアサービスグループの過去決算の訂正処理を行ったことにより、平成24年3月期においては貸借対照表に、平成25年3月期第1四半期においては損益計算書および貸借対照表にそれぞれ影響が発生いたしました。（下表参照）

また、のれんにつきましては、ジャパンケアサービスグループで計上されているのれんをそのまま引き継がず、ジャパンケアサービスグループにて保有する資産を評価し直したものを純資産額として新たにのれんの計上処理をおこなっているため、当社連結決算への影響はありませんでした。なお、ジャパンケアサービスグループにおける関係会社株式等の評価変更に伴う処理につきましても、当社連結決算への影響はありませんでした。

ジャパンケアサービスグループの過去の連結決算（平成21年3月期～平成24年3月期）の訂正による当社の連結決算に対する影響は、以下のとおりとなります。

【当社過去連結決算】

(単位:百万円、単位未満切捨て)

		平成24年3月期			平成25年3月期		
		通期			第1四半期(連結のみ)		
		連 結(※)					
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
損益計算書	営業収入	38,632	38,632	-	16,256	16,256	-
	営業原価	27,284	27,284	-	12,626	12,623	△ 3
	営業総利益	11,347	11,347	-	3,630	3,633	3
	販売費及び一般管理費	5,475	5,475	-	2,240	2,240	0
	営業利益	5,872	5,872	-	1,390	1,392	2
	経常利益	6,246	6,246	-	1,229	1,230	1
	当期純利益	3,360	3,360	-	600	602	2
貸借対照表	流動資産	21,313	21,313	-	19,895	19,895	-
	固定資産	34,565	34,565	-	34,481	34,483	2
	有形固定資産	21,470	21,419	△ 51	21,453	21,404	△ 49
	(建物及び構築物・純額)	12,459	12,409	△ 50	12,689	12,642	△ 47
	(工具、器具及び備品・純額)	273	272	△ 1	262	260	△ 2
	無形固定資産	5,829	5,880	51	5,775	5,825	50
	(のれん)	5,134	5,185	51	5,063	5,113	50
	資産合計	55,894	55,894	-	54,392	54,394	2
	負債合計	34,194	34,194	-	33,124	33,124	-
	利益剰余金	13,332	13,332	-	12,867	12,869	2
	株主資本合計	21,424	21,424	-	20,960	20,962	2
	純資産額	21,700	21,700	-	21,267	21,269	2

※平成24年3月期通期の単体決算には訂正・変更はございませんので記載を省略しております。

4. 今後の対応について

今後につきましては、高齢者向けのより良い住まいを提供する当社と、在宅サービスを主に提供するジャパンケアサービスグループとの連携をさらに深め、当社グループ一丸となって事業にまい進し、関係者の皆さまの信頼を取り戻していく所存でございます。

また、上記の第三者調査委員会による再発防止策の提言についてですが、当社によるジャパン

ケアサービスグループの連結子会社化後も、両社の事業領域（集合住宅と自宅）が異なることに鑑み、ジャパンケアサービスグループは当社から一定の自律性を保持した運営をおこなってまいりましたが、係る提言を受け、当社は、当社グループとして統一した適切な会計処理体制を構築する必要性を認識しております。この点に関する対応を含め、今後の当社グループとしての取り組みについては、本日発表いたしました、「当社子会社の過年度決算訂正等に係る同社取締役の責任明確化と当社グループおける今後の取り組みについて」に記載しておりますので、そちらをご覧くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

別添 1

調 査 報 告 書

平成 24 年 12 月 7 日

株式会社ジャパンケアサービスグループ
第三者調査委員会

目次

第1	第三者委員会設置の経緯及び調査目的等.....	3
1	第三者委員会設置の経緯.....	3
2	当委員会の構成.....	3
3	当委員会の任務.....	3
第2	調査対象.....	4
第3	調査方法.....	4
第4	調査結果.....	6
1	賃貸不動産の減損処理について.....	6
2	事業譲受に関するのれんの減損処理について.....	6
3	その他関連項目.....	7
第5	検討事項.....	10
1	賃貸不動産の減損処理について.....	10
2	のれんの減損損失の計上漏れ.....	18
3	固定資産の減損損失の過少計上.....	36
4	ファイナンス・リース取引に関する会計方針変更の妥当性について.....	37
5	関係会社株式等の評価の妥当性について.....	43
第6	今後の対応策について.....	50
1	過年度決算の訂正.....	50
2	訂正が必要となる会計処理の主な要因.....	50
3	再発防止策.....	51

第1 第三者委員会設置の経緯及び調査目的等

1 第三者委員会設置の経緯

株式会社ジャパンケアサービスグループ（「単体ジャパンケアサービスグループ」という。）では、過去に提出した有価証券報告書等において、賃貸不動産の減損処理及び事業譲受に関するのれんの減損処理について、訂正の対象となり得る不適切と思われる会計処理（「本件会計処理」という。）が存在する可能性があることが判明した。そのため、単体ジャパンケアサービスグループでは、親会社である株式会社メッセージ（「メッセージ」という。）とも協議した上で、専門的かつ客観的な見地から、事実関係の正確な把握、本件会計処理の調査分析、今後の対応策に関する提言（「本件調査」という。）が必要であると判断し、単体ジャパンケアサービスグループ及びその関係会社（「ジャパンケアサービスグループ」という。）（及びその親会社グループ）と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会（「第三者委員会」又は「当委員会」という。）の設置を、平成24年10月29日開催の単体ジャパンケアサービスグループ取締役会において決議した。

2 当委員会の構成

当委員会の委員の構成は、次のとおりである。

委員長 弁護士 高橋 明人

委 員 公認会計士 長谷川 臣介

委 員 公認会計士 半田 高史

上記各委員とジャパンケアサービスグループ（及びその親会社グループ）との間には、一切の利害関係はない。なお、上記各委員の選任は、日本弁護士連合会「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年12月17日改定）第5. 委員等についての指針 に従って行われた。

3 当委員会の任務

当委員会の主たる任務は、次のとおりである。

- (1) 本件会計処理の調査分析（本件会計処理の前提となる事実関係の把握及び本件会計処理の妥当性についての判断を含む）
- (2) 本件会計処理に至る経緯及び状況等の把握、検討、整理並びに今後の対応策に関する提言（ジャパンケアサービスグループの内部統制及びガバナンス等の状況についての指摘を含む）

なお、関係当事者の責任の有無の判断及び社内処分の可否などについては、当委員会の任務ではない。また、当委員会が本報告書の中で示す過年度決算の訂正の可否についての判断及び今後の対応策に関する提言は、ジャパンケアサービスグループの判断を拘束するものではなく、これら訂正の可否及び対応策の実施については、最終的には単体ジャパンケアサービスグループ（取締役会）の判断において行われるべきものである。

第2 調査対象

当委員会による調査の対象は、大要次のとおりである。

- 1 賃貸不動産の減損処理について
平成23年3月期及び平成24年3月期における、賃貸不動産の減損処理の妥当性
- 2 事業譲受に関するのれんの減損処理について
平成19年11月に行われた事業譲受に関する、平成20年3月期以降におけるのれんの減損処理の必要性
- 3 その他関連項目
 - (1) 固定資産の減損損失の過少計上について
 - (2) ファイナンス・リース取引に関する会計方針変更の妥当性について
 - (3) 関係会社株式等の評価の妥当性について

第3 調査方法

当委員会による調査の方法は、次のとおりである。

- 1 調査期間
平成24年10月29日から平成24年12月3日まで
- 2 本件会計処理の関係書類及びデータの確認検討
当委員会は、ジャパンケアサービスグループから調査対象項目に関する資料（議事録、決算書及び帳簿関係書類、決算関連資料及びデータ、契約書及び鑑定評価などの第三者からのレポートなど）の提供を受け、確認検討を行った。

なお、ジャパンケアサービスグループからの提示資料等について、妥当性、信頼性、正確性に係る一定の検証を行っているが、会計監査に求められる水準と同等の検証手続きまでは実施していない。

3 関係者との面談及びヒアリング

当委員会は、ジャパンケアサービスグループの現代表取締役、現取締役、現従業員、元代表取締役、元取締役、元従業員及び会計監査人である監査法人の担当公認会計士並びに親会社の現従業員、会計監査人である監査法人の担当公認会計士に対して面談及びヒアリングを実施した。

4 調査の限界

当委員会による調査は、これまでに公表されている他社における類似の事案における第三者委員会の調査報告書なども参考にした上で、当委員会において必要かつ適切・相当と考える水準のもとで実施されたものである。他方、公権力が行う調査等とは異なり、当委員会が行う調査はあくまでも任意のものであり、従って強制的な調査権限等は有していない。

当委員会による調査は、調査対象につき会計上の見積り評価を伴う判断が求められる部分もあるが、訂正当時の状況において得られたであろう情報のみに依拠した判断と、本件調査の時点で追加的に得られた情報を参照した状況での判断とは、必ずしも一致しない可能性がある点を指摘する。また、当委員会においては、今般の調査全般を通じて、関係者から相応の協力を得られたものと判断しているが、上記のとおり任意調査であること、また一定の限定的な時間の範囲内で実施された調査であることから、調査内容及び事実認定などについて一定の限界を伴うものである。

なお、この調査報告書及び当委員会による調査、事実認定、及び結論などは、ジャパンケアサービスグループ（及びその親会社グループ）に関して監査意見等を述べるものではない。また、この調査報告書は、ジャパンケアサービスグループ（及びその親会社グループ）において、本件会計処理に関する所要の対応に向けた判断を行う際の参考とすべく作成・提出されるものであり、第三者においてこの調査報告書及びその内容を参考としあるいはこれに依拠するなどの状況を予定するものではない。

第4 調査結果

当委員会による調査結果の概要は、次のとおりである。

1 賃貸不動産の減損処理について

賃貸不動産については、平成23年3月期及び平成24年3月期において、ジャパンケアサービスグループが採用した資産のグルーピング、将来キャッシュ・フローの計算及び使用する割引率等に不適切な部分があり、それらの見直しを行った結果、当委員会は減損損失の計上漏れあるいは計上不足があるとの結論に至った。各事業年度及び各賃貸不動産の減損損失の訂正による影響額は以下の通りである。

なお、真栄ビル及び真栄倉庫は、単体ジャパンケアサービスグループ保有のため、連結財務諸表及び単体の財務諸表いずれにも影響する。

平成23年3月期

(単位:千円)

賃貸不動産	訂正前	訂正後	影響額
真栄ビル	-	▲291,874	▲291,874

平成24年3月期

(単位:千円)

賃貸不動産	訂正前	訂正後	影響額
月寒研修センター	▲70,323	▲149,060	▲78,737
真栄倉庫	▲41,906	▲44,255	▲2,349

2 事業譲受に関するのれんの減損処理について

のれんについては、平成21年3月期において減損の兆候ありと判定し、ジャパンケアサービスグループが採用した資産のグルーピング、将来キャッシュ・フローの計算における不適切な部分の見直しを行った結果、当委員会は減損損失の計上漏れあるいは計上不足があるとの結論に至った。各事業年度の減損損失の訂正による影響額は次の通りである。

のれん勘定に係る訂正の概要

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤(①+③-④)
決算期	BS 計上額	JCSE 関連のれん	のれん勘定 の修正	償却費 の修正	修正後 のれん残高
取得時	1,698,352	1,630,897	-	-	1,698,352
平成 20 年 3 月期	1,636,155	1,596,920	-	-	1,636,155
平成 21 年 3 月期	1,575,387	1,515,375	▲312,043	-	1,263,343
平成 22 年 3 月期	1,483,613	1,433,830	▲312,043	▲16,791	1,188,362
平成 23 年 3 月期	1,386,089	1,352,285	▲312,043	▲33,582	1,107,629
平成 24 年 3 月期	1,730,532	1,270,740	▲312,043	▲50,374	1,468,864
		修正累計額	▲312,043	▲50,374	▲261,668

*修正後残高は、当初の残高に累計の修正額を調整したものとなっている。

負ののれん勘定に係る訂正の概要

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤(①+③-④)
決算期	BS 計上額	JCSE 関連のれん	のれん勘定 の修正	償却費 の修正	修正後 のれん残高
取得時	▲12,324	▲12,324	-	-	▲12,324
平成 20 年 3 月期	▲12,067	▲12,067	-	-	▲12,067
平成 21 年 3 月期	▲11,451	▲11,451	11,451	-	-
平成 22 年 3 月期	▲10,989	▲10,989	11,451	616	-
平成 23 年 3 月期	▲10,218	▲10,218	11,451	1,232	-
平成 24 年 3 月期	▲9,602	▲9,602	11,451	1,848	-
		修正累計額	11,451	1,848	9,602

*修正後残高は、当初の残高に累計の修正額を調整したものとなっている。

3 その他関連項目

(1) 固定資産の減損損失の過少計上について

のれんの減損処理に関する見直しを行った結果、固定資産の減損損失についても次の通り減損損失の追加認識が行われた。

ジャパンケアサービス東日本における訂正の概要

(単位：千円)

決算期	建物	建物附属 設備	工具器具 備品	固定資産 合計	減損損失の 修正
平成 20 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 21 年 3 月期	▲241	▲12,994	-	▲13,236	13,236
平成 22 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 23 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 24 年 3 月期	-	▲27,778	-	▲27,778	27,778
			累計額	▲41,014	41,014

旧ジャパンケアサービスにおける訂正の概要

(単位：千円)

決算期	建物	建物附属 設備	工具器具 備品	固定資産 合計	減損損失の 修正
平成 20 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 21 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 22 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 23 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 24 年 3 月期	▲7,063	▲1,759	▲1,116	▲9,938	9,938
			累計額	▲9,938	9,938

- (2) ファイナンス・リース取引に関する会計方針変更の妥当性について
調査の結果、財務諸表に影響を与える事象は検出されなかった。

- (3) 関係会社株式等の評価の妥当性について

単体ジャパンケアサービスグループが保有する関係会社株式について、対象となる関係会社の期末日時点の財政状態に基づき評価した結果、当委員会は平成 21 年 3 月期以降平成 24 年 3 月期までの事業年度において評価が過大に計上されているとの結論に至った。各事業年度のジャパンケアサービス東日本（新ジャパンケアサービス）株式の評価の見直しによる影響額は以下の通りである。

なお、当該影響はすべて単体ジャパンケアサービスグループの財務諸表にのみ影響を与えるもので、ジャパンケアサービスグループの連結財務諸表への直接の影響はない。

ジャパンケアサービス東日本（新ジャパンケアサービス）株式

（単位：千円）

決算期	訂正前	訂正後	影響額
平成 21 年 3 月期	50,000	-	▲50,000
平成 22 年 3 月期	50,000	-	▲50,000
平成 23 年 3 月期	50,000	-	▲50,000
平成 24 年 3 月期	1,987,868 ¹	0	▲1,987,868

(4) 結論

当委員会においては、上記のとおり、ジャパンケアサービスグループ及び連結子会社の過去の会計処理について訂正を行うべきものが存在するとの結論に至っている。その一方で、当委員会は、当委員会による調査を通じて、これら過去における一連の会計処理が、ジャパンケアサービスグループの利益の追求、あるいはジャパンケアサービスグループ役職員又は第三者の私的な利益の追求という不正の目的のために行われたものではないと判断している。

¹ 関係会社投資損失引当金 1,178,000 千円を控除した金額。

第5 検討事項

過年度における賃貸不動産の減損処理及び事業譲受に関するのれんの減損処理について不適切な会計処理と思われる会計処理が存在することが判明したことを受け、本調査委員会では、疑義の対象となっている賃貸不動産の減損処理及びのれんの減損処理について当時行われた会計処理の妥当性について調査・検証した。調査結果及び検証結果は以下の通りである。

なお、本項以下において明記するジャパンケアサービスグループ及び連結子会社等の略称は、次の通りとする。

- ・ 「ジャパンケアサービスグループ」：株式会社ジャパンケアサービスグループ及びその連結子会社の総称を指す場合の他、平成20年8月以前の時期で使用する場合は当時の株式会社ジャパンケアサービス及びその連結子会社の総称を指す。
- ・ 「単体ジャパンケアサービスグループ」：法人としての株式会社ジャパンケアサービスグループを指す。
- ・ 「承継13法人」：ジャパンケアサービスグループが株式会社コムスン（「コムスン」という。）から平成19年11月に買収により事業承継した13法人²を指す。
- ・ 「ジャパンケアサービス東日本」：上記の承継13法人につき、平成20年7月をもってジャパンケアサービス東京を存続会社として他の12法人の吸収合併を行い、株式会社ジャパンケアサービス東日本として一つの法人となったものを指す（省略して「JCSE」とも称する）。
- ・ 「旧ジャパンケアサービス」：親会社のジャパンケアサービスグループが、平成20年8月に会社分割による介護事業の移管を行い設立した法人を指す。
- ・ 「新ジャパンケアサービス」：ジャパンケアサービス東日本を存続会社として、平成23年10月に旧ジャパンケアサービスを吸収合併し、新たに社名変更を行った法人を指す。
- ・ 「ジャパンケアサービス」：旧ジャパンケアサービス及び新ジャパンケアサービスの総称で、在宅系介護サービス事業を営んでいる法人を指す。

1 賃貸不動産の減損処理について

(1) 賃貸不動産となった経緯及び時期

ジャパンケアサービスグループが所有する賃貸不動産は以下の5施設である。

² 株式会社ジャパンケアサービス北海道、株式会社ジャパンケアサービス岩手、株式会社ジャパンケアサービス秋田、株式会社ジャパンケアサービス山形、株式会社ジャパンケアサービス福島、株式会社ジャパンケアサービス栃木、株式会社ジャパンケアサービス埼玉、株式会社ジャパンケアサービス千葉、株式会社ジャパンケアサービス東京、株式会社ジャパンケアサービス神奈川、株式会社ジャパンケアサービス新潟、株式会社ジャパンケアサービス石川及び株式会社ジャパンケアサービス福井の13法人

賃貸不動産名称	所有法人・賃貸人	賃借人	使用目的	所在地
真栄ビル	単体ジャパンケアサービスグループ	つしまマネージメント	グループホーム（1 階）/小規模多機能施設（2・3 階）	札幌市清田区
ハッピーⅠ	ジャパンケアサービス	つしまマネージメント	介護付有料老人ホーム施設	札幌市清田区
ハッピーⅡ	ジャパンケアサービス	つしまマネージメント	介護付有料老人ホーム施設	札幌市豊平区
月寒研修センター	ジャパンケアサービス	つしま記念学園	専門学校（演習室）	札幌市豊平区
真栄倉庫	単体ジャパンケアサービスグループ	つしま記念学園 /ノテ福祉会	倉庫及び畑（障害者用）	札幌市清田区

ジャパンケアサービスグループは、平成 22 年 12 月 31 日に北海道札幌市の豊平区及び清田区に所有する施設を使用して行っていた認知症対応型共同生活介護事業及び有料老人ホーム事業等を社会福祉法人ノテ福祉会（「ノテ福祉会」という。）へ譲渡した。

ジャパンケアサービスグループは、平成 22 年 12 月 31 日までの間、真栄ビルにおいて認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム遊宴真栄）及び小規模多機能サービスを提供し、ハッピーⅠ及びハッピーⅡにおいて有料老人ホーム事業を実践してきたが、当該事業譲渡後は、真栄ビル、ハッピーⅠ及びハッピーⅡの 3 施設について、平成 23 年 1 月 1 日付で株式会社つしまマネージメント（「つしまマネージメント」という。）との間で賃貸借契約を締結し、つしまマネージメントから転賃を受けたノテ福祉会が当該事業を承継し運営している。このことから、ジャパンケアサービスグループは、真栄ビル、ハッピーⅠ及びハッピーⅡの 3 施設について、平成 23 年 1 月 1 日より賃貸不動産として取り扱っている。

豊平区に所在するジャパンケアサービス月寒研修センター（旧北海道本部、以下「月寒研修センター」という。）については、ジャパンケアサービスグループの研修施設及び倉庫として使用し、一部のスペース（地下階、1 階及び 3 階の一部と 4 階の一部）について平成 19 年 4 月 1 日よりつしま記念学園に賃貸しており、前述の事業譲渡を受けて、平成 23 年 10 月 1 日付で一部物置として使用するスペースを除きすべてつしま記念学園へ賃貸することとなった。

同様に、真栄倉庫についても自社倉庫として使用し、平成 22 年 4 月 1 日から土地の一部及び倉庫の一部スペースについてノテ福祉会及びつしま記念学園に賃貸し、前述の事業譲渡を受けて、平成 23 年 4 月に自社使用を中止し、つしま記念学園及びノテ福祉会が専有することとなった。

月寒研修センター及び真栄倉庫については、自社使用していた期間についても賃貸借契約が存在しているが、いずれも空室あるいは遊休スペースの貸与であり、

資産単位としては自社使用資産であるとして、これらの2施設はそれぞれ平成23年10月1日及び平成23年4月1日から賃貸不動産として取り扱っている。

(2) 会計処理の経緯

a. 平成23年3月期

ジャパンケアサービスグループは、真栄ビル、ハッピーⅠ及びハッピーⅡの3施設について、自社使用から賃貸目的へ使用方法の変更があり、また賃貸不動産の時価情報の開示を行うにあたり、時価が著しく下落している可能性を認識したことから、減損の兆候ありと判定した。

真栄ビルについては、減損の認識の判定において、1階のグループホーム遊宴真栄だけでなく2階及び3階についても小規模多機能施設としてノテ福祉会に賃貸していたが、グループホーム遊宴真栄のみの割引前将来キャッシュ・フローを計算し、比較すべき簿価を当該施設（1階部分）に係る建物と建物附属設備のみとした結果、割引前キャッシュ・フローが簿価を上回ったとして減損の認識は不要と判断した。

ハッピーⅠ及びハッピーⅡについては、施設ごとに割引前将来キャッシュ・フローを算出し、簿価を上回っていることから減損損失の測定は不要と判断した。

ジャパンケアサービスグループでは、将来キャッシュ・フローを計算するにあたり、賃料収入のみを対象とし、当該施設に直接的に生じる支出及び本社費等の間接的に生じる支出などを考慮しなかった。これは、資産の維持に必要な修繕や資本的支出に関する予算や計画がなく、施設を運営するうえで必要な修繕は賃貸借契約において主に賃借人の負担とされていることや、火災保険料や施設賠償保険も他の資産とともに包括して加入しており、金額的な影響は軽微であるとの判断に基づくものであった。

b. 平成24年3月期

ジャパンケアサービスグループは、平成24年3月期も平成23年3月期と同様の方法により、真栄ビル、ハッピーⅠ及びハッピーⅡについて個別に減損の兆候判定を行い、いずれも減損の認識が不要との判断を行った。

月寒研修センター及び真栄倉庫は、それぞれ平成23年10月1日(一部平成23年6月1日)及び平成23年4月1日に自社使用から賃貸目的に使用方法を変更したことで減損の兆候ありと判定し、資産ごとに減損の認識の判定を行った。

(単位：千円)

賃貸不動産	簿価	割引前将来 キャッシュ・フロー	使用価値
月寒研修センター	263,520	256,626	193,197
真栄倉庫	52,733	12,368	10,826

月寒研修センターは、簿価に対して割引前将来キャッシュ・フローが下回っているため、割引前将来キャッシュ・フローを 1.752%の割引率を用いて使用価値を算出し、簿価と使用価値との差額 70,323 千円を減損処理した。

真栄倉庫も同様に、簿価に対して割引前将来キャッシュ・フローが下回っているため、割引前将来キャッシュ・フローを 1.752%の割引率を用いて使用価値を算出し、簿価と使用価値との差額 41,907 千円を減損処理した。

(3) 第三者委員会の見解

当委員会は、賃貸不動産の減損処理について、固定資産の減損に係る会計基準及び同適用指針（「減損会計基準」という。）等に従い適正に処理されていたかについて検証し、以下の結論を得た。

a. 資産のグルーピングの考え方

ジャパンケアサービスグループは、固定資産の減損を判定する際に、原則として事業所を 1 つの資産グループの単位としている。真栄ビルについても、自社で事業を行っていた際には、1 階部分のグループホーム遊宴真栄について 2 階及び 3 階の小規模多機能サービスと独立した 1 つのグループとしていたため、1 棟の建物全体を賃貸後も、これまでの固定資産の減損の判定のグルーピングのままグループホーム遊宴真栄という事業所を 1 つの資産グループとして減損判定の手続を行った。

しかし、真栄ビルについては賃貸借契約が分割されているものの 1 棟を同一の賃借人に貸与しており、また減損会計基準においても 1 つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎とされていることから、真栄ビルを 1 つの資産グループとして取り扱うことが妥当である。

b. 将来キャッシュ・フローの計算方法

各賃貸不動産に課される固定資産税等はいずれも賃貸人負担であり、その金額は賃料収入に対して重要性があるため当然に考慮されるべきであり、また、現在の資産価値を維持するための設備投資に関連する将来キャッシュ・フローは合理的に見積りキャッシュ・フローの算定に含めることが求められていることから、

単に予算や計画がないということを理由として見積りに含めないのは適当でない。さらに、火災保険などについても資産別に合理的に金額を把握することが可能であることから、将来キャッシュ・フローの見積り計算に含めるべきと考える。同様に、本社費等についても合理的な根拠をもって一定の費用を配賦することが妥当である。

c. 使用価値の算定に際して用いられる割引率

ジャパンケアサービスグループでは、使用価値の算定に際して用いられる割引率として平成 24 年 3 月期において、平成 24 年 3 月 30 日時点の 20 年ものの国債利回りである 1.752%を使用した。20 年ものの国債利回りといった無リスクの割引率を使用した理由は、月寒研修センター及び真栄倉庫はいずれもつしま記念学園やノテ福祉会を賃借人としていることから、ほぼ同条件で継続して賃借可能であるとの前提に基づき、将来キャッシュ・フローの実績値が見積値からそれほど乖離しないと判断し、無リスクの割引率を使用できると考えたためである。

しかし、賃貸不動産は所有する会社と切り離された資産固有のリスクにさらされており、賃借人の信用リスクや市場動向、施設及び設備の老朽化や維持管理費の変動など、様々な不確定要素が将来キャッシュ・フローに影響することが考えられ、市場価格を算定する際には広く収益還元法が採用され、そこで使用される割引率は資産固有の収益率であるのが一般的である。賃借人との関係や一部長期的な賃料収入が確保されていることのみで、将来キャッシュ・フローの見積りと実績が乖離しないと考えるのは妥当とはいえない。むしろ、見積りと実績が乖離することを前提として、物件本来のリスクを反映した適正な割引率を使用することが妥当である。

(4) 賃貸不動産の減損処理に関する訂正

上記(3)に従い、当委員会としての見解に基づき算出した減損損失の額は以下の通りである。

a. 平成 23 年 3 月期

真栄ビルについては、適正な営業費用を考慮して割引率前将来キャッシュ・フローを計算した結果、簿価を下回ることが判明し、使用価値と正味売却価値のいずれか高い方と簿価とを比較し、減損損失は 291,874 千円であるとした。減損損失の影響額は以下の通りである。

平成 23 年 3 月期			(単位: 千円)
賃貸不動産	訂正前	訂正後	影響額
真栄ビル	-	▲291,874	▲291,874

	金額（千円）
簿価	396,580
割引前将来キャッシュ・フロー ³	372,084
使用価値 ⁴	75,895
正味売却価値 ⁵	104,706
減損損失	291,874

ハッピーⅠ及びハッピーⅡについても適正と考える割引前キャッシュ・フローを計算した結果、簿価を上回る結果となり、使用価値を認めることができるので、減損は不要と判断した。

また、平成24年3月期は真栄ビル、ハッピーⅠ及びハッピーⅡについては減損の兆候がなく、賃貸借契約に関する変更事由など特に考慮すべき事由がないことから、減損は不要とした判断は妥当である。

b. 平成24年3月期

月寒研修センター及び真栄倉庫については、適正な営業費用を考慮して割引率前将来キャッシュ・フローを計算し、適正な割引率により使用価値を算出した結果、正味売却価値を下回る結果となったため、減損損失は簿価と正味売却価値の差額である149,060千円と44,255千円であるとした。減損損失の影響額は以下の通りである。

平成24年3月期		(単位:千円)	
賃貸不動産	訂正前	訂正後	影響額
月寒研修センター	▲70,323	▲149,060	▲78,737
真栄倉庫	▲41,906	▲44,255	▲2,349

³ 将来キャッシュ・フローは、営業収益として賃貸借契約に基づく賃料収入、営業費用として固定資産税等の実際発生額、火災保険料、施設賠償保険料、修繕費及び資本的支出及び本社経費等を考慮して計算した。

⁴ 使用価値を測定するために使用する割引率は10.5%とした。10.5%の割引率は、平成24年3月に取得した鑑定評価書における直接還元法の計算のために使用されたものである。

⁵ 正味売却価値は、当該鑑定評価の金額から売却に係る仲介手数料を控除した金額とした。なお、正味売却価値を算出するにあたり、平成23年3月末への時点修正を行うことも検討したが、鑑定評価時点との差が1年未満であること、時点修正すべき事象がないことなどから、当該鑑定評価額を使用しても問題ないと判断した。

	金額（千円）	
	月寒研修センター	真栄倉庫
簿価（減損損失計上前）	263,520	52,733
割引前将来キャッシュ・フロー ⁶	241,345	19,731
使用価値 ⁷	59,792	6,310
正味売却価値 ⁸	114,460	8,477
減損損失	149,060	44,255

(5) 賃貸不動産の時価等に係る開示について

賃貸不動産の減損に関連して、平成 23 年 3 月期における時価情報の開示の妥当性についても検討を行った。なお、平成 24 年 3 月期においては、重要性がないものとして時価情報の開示を省略しているため、検討は行っていない。

a. 連結貸借対照表計上額（平成 23 年 3 月期時点）

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	連結決算日における時価
—	1,053,540	1,053,540	146,914

b. 時価情報

ジャパンケアサービスグループは、当時いずれの賃貸不動産も重要性が乏しいと判断し、鑑定評価基準に基づく評価書を取得あるいは鑑定評価基準に基づく自社評価を行わず、さらに建物については時価の把握が困難であり重要性が低いとして、時価情報として土地の路線価のみを開示した。

賃貸不動産の重要性に鑑み、容易に入手できる土地の路線価を使用することは問題ないとするが、建物については、例えば固定資産税評価額等を基準に評価額を算定することは可能であり、土地の路線価のみではなく建物の時価を含めて開示することが妥当であったと考える。

⁶ 将来キャッシュ・フローは、営業収益として賃貸借契約に基づく賃料収入、営業費用として固定資産税等の実際発生額、火災保険料、施設賠償保険料、修繕費及び資本的支出及び本社経費等を考慮して計算した。

⁷ 使用価値を測定するために使用する割引率は月寒研修センターと真栄倉庫はそれぞれ 9.0%と 14.0%とした。これらの割引率は、平成 24 年 3 月に取得した鑑定評価書における直接還元法の計算のために使用されたものである。

⁸ 正味売却価値は、当該鑑定評価の金額から売却に係る仲介手数料を控除した金額とした。

c. 損益情報

損益情報として、賃料収入と減価償却費のみに基づいた数値を開示しているが、当該事業年度に計上した固定資産税や火災保険料などの営業費用も加味することが妥当であったと考える。

(6) 問題の所在

以下、本件調査において判明した不適切な会計処理に係る問題の所在について検討する。

a. 賃貸不動産に関する知識不足

賃貸不動産は、事業譲渡によって賃貸不動産となったもので、それまで賃貸不動産を取り扱ったことがなかった。経理部門において賃貸不動産に関する知識や経験が不足していたため、賃貸不動産のグルーピングの方法、将来キャッシュ・フローの計算、割引率や開示すべき時価などの取り扱いについて、これまで行ってきた固定資産の減損と同様の手続で行ってしまった。

b. チェック体制の不備

担当者が作成した減損判定シートなどは、決算報告プロセスにより上長によりチェックされ、すべて承認されている。賃貸不動産となった平成 23 年 3 月期は、資産の重要性等を考慮すると、予め減損の兆候が認識された時点で、慎重な検討を行う必要があったが、限られたリソースの中での決算作業であったことなどから、本来行われるべきチェックが十分ではなかった。

さらに、事業譲渡に伴い賃貸事業を開始する際に賃貸借契約の条件を設定するため収支分析が行われたが、そうした情報は経理部門と共有されず、結果的に適切な会計処理を行うことができなかった。

以上を踏まえると、本件調査において認識された不適切な会計処理は、担当者の個人的なエラーから生じたものというより、内部統制としての決算報告プロセスの脆弱性に加え、会計処理の重要性に関する認識が低かったという組織的な問題があったと考えられる。

2 のれんの減損損失の計上漏れ

検討事項

本項においては、ジャパンケアサービスグループが、平成 19 年 11 月にコムスンから買収により事業承継した承継 13 法人において計上されたのれん約 16 億円につき、その後の事業実態に鑑み減損処理を行うべきであったかを検討するものである。

承継 13 法人取得以降の連結ベースの財務状況推移は下記の通りとなっている。

事業承継初年度

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月
売上高	12,914	20,548	20,046	20,545	21,830
(内 JCSE)	5,528	12,837	11,928	11,888	11,855
JCSE 割合	42%	62%	59%	57%	54%
営業利益	▲1,506	▲975	726	706	272
(内 JCSE)	▲813	▲740	208	606	122
JCSE 割合	54%	76%	29%	86%	45%
純利益	▲1,316	▲1,654	368	394	▲752
純資産	2,327	753	1,124	1,304	495
のれん残高	1,636	1,575	1,484	1,386	1,731
(内 JCSE)	1,632	1,515	1,433	1,352	1,270

出所：有価証券報告書、試算表

なお、承継 13 法人取得時の受入処理は下記の通り。(単位：百万円)

流動資産	214
固定資産 (除くのれん)	720
のれん	1,632
流動負債	▲300
固定負債	▲1
事業承継価格	2,254
事業承継にかかる支出	2,254

出所：有価証券報告書抜粋

ジャパンケアサービスグループののれん（含む負ののれん）の償却に係る会計処理方針は、5 年から 20 年間の定額法によるものとしており、承継 13 法人ののれんの償却期間は 20 年として每期約 81 百万円（ただし承継初年度は期間案分）の定額償却を行っている。

そこで上記事実を前提に、当委員会では以下の項目に関する検討および評価を行い、平成 20 年 3 月期以降におけるのれんの減損処理の必要性を検証した。

- (1) 取得経緯について
- (2) 取得価額について
- (3) 取得後の業務実態について
- (4) 具体的会計処理の把握
- (5) 減損兆候判定タイミングについて
- (6) 自己創設のれんについて
- (7) 会計処理の妥当性および訂正について
- (8) 問題の所在について

(1) 取得経緯について

a. 入札に至る経緯

承継 13 法人の取得に関しては、当時社会的にも注目された事案⁹であったことから、ジャパンケアサービスグループとしても介護サービス利用者救済を最優先させるべきとの強い社会的使命感を持ち、非常に制約された条件下において限定的精査を行った上で、最終的に取得合意に至った経緯となっている。以下、その流れを記す。

そもそもジャパンケアサービスグループにおいては、平成 19 年 1 月から 3 月に行われた東京都の業務監査において、法令違反を指摘されたことによる業務改善勧告が出され、ジャパンケアサービスグループ自身のコンプライアンス問題が発生したことから、ジャパンケアサービスグループにおける体制強化を優先し、承継 13 法人の入札取得に応じない当初方針であった。

コムスの事業売却については、平成 19 年の早い段階で在宅と施設を分けて事業売却をすること（「本件入札」という。）が、当時のコムス第三者委員会において決定されていた。ジャパンケアサービスグループに対しても、入札意向に関する各種打診が届いていたとのことである。

そうした中で、まずは施設系サービス事業売却に関する本件入札が開始された。ジャパンケアサービスグループにおいても同事業の取得可能性を検討する機会もあったが、最終的に施設事業の取得は見送ることとした。

次に、在宅系サービス事業の売却に関する入札タイミング¹⁰になったところ、関係各所からジャパンケアサービスグループの入札参加を促す要請が出てきた。

⁹ 当時のコムスにおける事業所指定基準違反に関わり、東京都から業務改善勧告を受けたことに端を発した事業所指定取消処分への処分逃れに対する、厚労省からの介護サービス事業所の新規及び更新指定不許可処分、及び同社の事業破綻懸念が社会問題化したこと。

¹⁰ 入札は平成 19 年 8 月中旬に開始され、実際の取得契約は同年 9 月 10 日に締結されている。

このため、ジャパンケアサービスグループにおいても介護サービス利用者を支援するという強い社会的使命を感じたことから、経営判断として応札する意思を最終的に固め、具体的な買収検討を平成 19 年 7 月から 8 月に掛け開始したものである。

コムスンにおける在宅系サービス事業は全国展開されていたが、ジャパンケアサービスグループとしては自社の強みを活かせるとの観点から、まずは主要 5 法人についての本格的な社内検討を開始¹¹した。そして、最終的にそれ以外の法人も検討対象としたが、本件入札の結果において 13 法人を承継することで合意に至ったものである。

平成 19 年当時におけるコムスンの在宅系サービス事業は、コンプライアンス上の問題から行政処分により新たな事業所開設を制限されたため、介護利用者も減少傾向が続く混乱状態に陥り、事業価値の毀損が進行しつつある状況であった。しかしながら、ジャパンケアサービスグループとしては、コムスンの在宅系サービス事業への入札参加により、首都圏を含む東日本における多数の拠点を取得し、介護利用者やヘルパー人材を一気に確保できるメリットは大きいと考えるに至った。当時のジャパンケアサービスグループの認識においては、事業承継による一定規模の介護利用者とヘルパー人材の確保を前提とし、ジャパンケアサービスグループが通常想定する利益水準¹²への改善が行われた場合には、投資価値に十分見合うとの判断を行っていたとのことである。

なお、本件入札においては、ジャパンケアサービスグループの経営企画室が中心となり、コムスンから提供された平成 19 年 6 月末までの開示資料を基に価額評価等の買収検討を行った。最終的な取得価額については、ジャパンケアサービスグループ前会長、前社長および前経営企画室長らが合議し、方針決定されたものを取締役会で承認したとのことである。

また、入札プロセスには財務アドバイザー（「FA」という。）も関与したとのことである。FA は、ジャパンケアサービスグループの過去における買収案件等においてもアドバイザーとしてサービスを提供した経緯があり、本件においても起用されたとのことである。FA は平成 19 年 8 月の初期検討段階において既に関与しており、本件入札に関わるプライシングを含む一連の取得手続きについてジャパンケアサービスグループをサポートしていたとのことである。

さらに、本件入札における資料開示はかなり限定的であり、実際平成 19 年 6 月以降の財務数値は基本的に不開示であった。それゆえ、重点的に検証すべきコンプライアンス事項などは十分精査できない中で価格判断をせざるを得なかつ

¹¹ 入札は都道府県単位で設立された法人ごとに行われていた。

¹² 粗利ベースで 25%が基準になるとのことである。

た¹³とのことである。

b. 第三者委員会の見解

上記一連の入札経緯において、のれんの減損に影響を与えると思われる特段指摘すべき不合理な事情はないと判断した。

(2) 取得価額について

a. 価額算定の経緯について

上記(1)の取得経緯に示す通り、財務情報を含む情報開示がかなり限定された状況下で、平成 24 年 8 月中旬に在宅サービス関連の本件入札が開始され、最終合意が同年 9 月 10 日という、非常に短期間での買収が実行されたものである。

財務情報を含む各種企業情報の開示は平成 19 年 6 月までのものに止まり、コムスン事業の経営悪化がより進行した平成 19 年 7 月以降の財務状況を正確に把握することが困難であった。ジャパンケアサービスグループにおいては、企業買収に関する過去の経験を踏まえ、買収対象会社の営業利益を基準に一定の倍率¹⁴による買収価値を設定することが妥当と想定する基本観を有していた。そのため、本件入札においても同様の基本観にて初期検討を開始している。また、判断の客観性を保つ意味で、上記 FA と何度も協議を行いその買収価額の妥当性を確認したとのことである。また、平成 19 年 6 月をピークに介護利用者が減っていくことを想定した、リスクシナリオを採用し評価を行ったとのことである。

入札価額の算出は都道府県単位で行われた。一定の価格レンジを想定したうえで特定値を入札価額として提示するものでなく、当初から固定値を定めて入札価額にしたとのことであるが、特段不合理な価額決定が行われたとの事情は窺われなかった。また、特殊な入札事情を有していたことから、価格その他の条件交渉は基本的にできなかった¹⁵とのことである。

財務精査および法的精査については、情報開示が制限された中で本件入札が実施されたことから、十分な精査環境になく実態把握が満足に出来なかった事情もある¹⁶。このため、ジャパンケアサービスグループとして重点的に精査すべきコンプライアンス事項を十分検証することが困難な状況でもあった。それゆえ、事業承継後に各種問題が発覚し、それが結果として営業損失を生じさせる主要因に

¹³ なお、前会長としては、「非常事態下にあるゆえジャパンケアサービスグループの想定した価額条件等で買収できたとの思いは強かった。」とのことであった。

¹⁴ 基準とする営業利益の 3 から 5 倍を想定している。

¹⁵ ただし、承継 13 法人間の個別価格を微調整する程度の話はあったとのことである。

¹⁶ 法務精査の実施は平成 19 年 9 月 10 日の取得合意後に行われた。また、財務精査については、取得時の資産査定に関する具体的作業は実施できなかったとのことである。ただし、コムスン開示の直近試算表(平成 19 年 7 月及び 8 月)における人件費項目の簡易レビューを監査法人が実施し、その簡易報告がジャパンケアサービスグループに対して行われている。

なっている。しかしながら、既述の通り、当時の状況としては相当制限された情報開示のもと買収価額の判断をせざるを得なかった事情であった。

なお、買収資金の約 22.5 億円は全額銀行借入にて調達している。非常に短期の入札期間であり、かつ、当時のジャパンケアサービスグループの事業規模においては多大な買収資金であったが、対応した金融機関も非常に短期間で融資判断を行っている¹⁷。

以上を整理すると、本件入札における買収価額は、コムスン事業の価値毀損を一定程度想定した中で、その後の改善可能性を相当程度期待した将来価値を織り込んだもので、一般に合理的と見なされる価額算定手法により決定されたものである。また、社内検討に加え、第三者である FA を関与させ一定のアドバイスを受けながら意思決定を行っている事実もある。従って、取得後の事業運営において多額の営業損失を生じさせるリスク要因が完全に織り込まれていなかった事実はあるものの、最終決定した買収価額について、当時の経営判断としては十分合理的なものであったと考えられる。また、金融機関における買収資金への融資対応、更には、事業承継後における追加的運転資金の供与を応諾した状況などに鑑みると、承継 13 法人の買収に関するその後の資金回収可能性は、取得時の段階において十分あったと見るのが適当と考えられる。

b. 第三者委員会の見解

当委員会においても、当時の入札開示情報などを確認し、上記の買収精査の経緯、また価額算定の経緯などを簡易的に検討した。その結果を踏まえ、取得プロセスおよび価額算定に関し、のれんの減損に影響を与えると思われる特段指摘すべき不合理な事情はないと判断した。

(3) 取得後の業務実態について

取得当初から、ジャパンケアサービスグループとしては「通常の M&A とは異なる取引」との認識にて業務実態把握と事業再生に努めたとのことである。前会長も、本腰を入れて改革に取り組まないと事業再生は難しいと考え、平 19 年 9 月にジャパンケアサービスグループの代表取締役を辞任して承継 13 法人の代表者となっている。

しかしながら、実際の業務実態は事業承継時の想定を大きく乖離し、下記に示す通り営業赤字が継続した。

¹⁷入札初期の平成 19 年 8 月初旬の段階から融資相談を初め、同年 9 月 10 日の買収締結の段階で融資承諾が事実上なされたため、取得合意を実行できたとのことである。

承継 13 法人及び組織再編後のジャパンケアサービス東日本における業績推移

(単位：百万円)

	H20/3 期	H21/3 期	H22/3 期	H23/3 期	H24/3 期
売上高	5,528	12,837	11,928	11,888	11,855
売上原価	5,360	11,912	10,109	9,884	10,020
売上総利益	167	924	1,819	2,004	1,836
販管費	981	1,665	1,610	1,397	1,713
営業利益	▲813	▲740	208	606	122

出所：ジャパンケアサービス東日本試算表他

なお、平成 21 年 4 月以降、月次損益において漸く単月営業黒字となる収益体質へと変革することが出来たが、その主たる要因は人員配置の効率化による人件費削減となっている。

(単位：百万円)

	H19/8 月	H20/3 期	H21/3 期	H22/3 期
売上高	1,337	5,529	12,837	11,929
直接労務費	1,004	4,050	8,738	7,639
労務比率	75%	73%	68%	64%
人数 正社員	2,206	1,943	1,620	1,268
人数 非常勤	4,270	3,762	3,583	3,340
人数 合計	6,476	5,705	5,203	4,608
人件費単価/円	155,010	141,964	139,967	138,148

*H19/8 月は単月表示となっている。

*人件費単価は、正社員及び非常勤社員の合計人数をもとにした単純平均となっている。

当初想定と実態が大きく乖離したことに関する問題の所在は、大きくは下記の点に纏められる。

a. 人事的側面

介護事業の行政管轄が、承継 13 法人ごとの都道府県管轄であったため、事業承継当初から認識された人事配置の不効率等を改善させる人事施策（配置転換、事業所統廃合など）が効果的に実施できなかった。また、かかる人事施策に対する労働組合との事前協議と同意の必要性、更には、コムスンにおいて設置された事業承継委員会に対する事前承認¹⁸などが求められたことなどから、スピード感

¹⁸ 事業承継後も引き続きコムスン側に事業承継委員会が設置され、承継事業の経営監視を行っていた。

のある事業改革に取り組めなかった。

b. 経理的側面

ジャパンケアサービスグループにおける経理処理の受入体制が十分整っておらず、承継 13 法人の各事業所における月次の経理処理が適切かつ適時に行われなかった。具体的には、月次の収益処理（介護保険等の請求処理）および費用処理（経費請求の支払処理）などが適切に行われず、月次ベースでの期ずれが多く発生していたこと、また、上記(3) a.における人事的混乱が影響したこともあり、月次決算の遅れ（2 ヶ月以上掛かった）が恒常的に生じていた。そのため、結果として正確な月次ベースの実態把握が困難な状況に陥っていた。かかる状況は少なくとも平成 20 年 3 月末まで続いた。また、ジャパンケアサービスグループ社内における処理キャパシティの問題¹⁹から、月次経理処理を事業承継以降平成 22 年 3 月頃まで外部委託していたことも影響し、上記の処理ミス等の追求や訂正などが効率よく実施できなかった事情もあった。

c. 予算統制側面

承継 13 法人においては、旧コムスン方式による本社主導予算組成をそのまま継続していたため、現場の実態と乖離した営業目標予算が組まれていた。ジャパンケアサービスグループ方式である事業所単位で積上げを行う予算設定が取り入れられたのは、事業承継後 2 年以上経過した平成 22 年 4 月以降の会計年度からであり、それ以前の予算精度はかなり粗く信頼性が低い状況であった²⁰。

ジャパンケアサービス東日本の予実対比（単位：百万円）

	予算			実績		
	H20/3 期	H21/3 期	H22/3 期	H20/3 期	H21/3 期	H22/3 期
売上高						
売上高	6,149	13,452	12,504	5,528	12,837	11,928
営業利益	-	525	182	▲813	▲740	208

*H21/3 期の当初予算は 14,419 百万円であったが、中間期に大幅下方修正している。

d. コンプライアンス対応への注力

コムスンにおけるコンプライアンス意識が希薄であったゆえ社会的問題となり、ジャパンケアサービスグループが事業承継を行った経緯²¹がある。それゆえ、事業承継後においても、売上の向上ないしは介護利用者の増加を優先させる営業

¹⁹ 平成 20 年当時の経理部門の体制は、全体統括可能な経理スキルを有した者が 2 名程度であり、その他は支払処理、請求書処理等の個別勘定の処理のみを行う者が大半を占めていた。

²⁰ 平成 21 年 3 月期決算においては、同中間決算時に大幅な業績下方修正報告を余儀なくされている。

²¹ 前述の注 9 を参照のこと。

体質が抜け切らず、コンプライアンス対応を含むその他の事業課題への取り組みがなかなか浸透しなかったとのことである。そのため、コンプライアンス意識の改善が事業再生の主たる経営課題となっていた。また、上記(3)a.に指摘する労働組合対応も強く要したことから、事業承継後の人事政策に非常に苦労した側面もあった。いずれにしても、コンプライアンス対応に相当時間を取られたことから、収益改善を実現する各種施策は劣後せざるを得なかった。

(4) 具体的会計処理

a. 減損兆候判定の必要性について

前述(3)の通り、事業承継後において業務実態が想定以上に悪化していたことが正確に把握できたこと、また、その後の事業改革実施においても、各種制約要因から当初の想定以上に時間を要したなどの事実を鑑みると、少なくとも平成21年3月期の時点でのれんの減損の有無につき兆候判定をする必要性があったのではないかと考えられる。

しかしながら、平成21年3月期の当時においては、翌期（平成22年3月期）予算において営業黒字となる設定をしていたこともあり、ジャパンケアサービスグループ経理部門の判断としては減損の兆候はないと考え、詳細な減損兆候判定のテストは実施していなかった。以下は、当時減損兆候判定テストの実施を見送った個別事情を記す。

① 承継13法人の合併

事業承継後、平成20年7月をもって承継13法人は、ジャパンケアサービス東京を存続会社として他の12法人の吸収合併を行い、ジャパンケアサービス東日本として一つの法人となった。前述の通り、都道府県単位に分割された13法人のままだでは、行政的対応を含む経営効率が悪いことから、本吸収合併を行ったものであり、経営的事業的な合理性は十分有している組織再編であった。

かかる事情により、平成21年3月期以降の決算においては、ジャパンケアサービス東日本を一つの事業セグメントとみなし損益管理²²するとの考え方をジャパンケアサービスグループは採用した。このため、監査法人に対する当時の説明においても、減損兆候判定を行う最小単位の資産のグルーピングがジャパンケアサービス東日本であるとして、ジャパンケアサービス東日本全体の営業損益及び想定されるキャッシュ・フローをベースに減損兆候判定を行っている。

²² ただし、営業上の経営管理区分としては地域事業本部を設けており、東京、関東北陸、東北といった地域本部単位の管轄にて予算設定および実績管理を行っている状況もあった。

② 営業目標予算の採用

平成 20 年 3 月期の事業承継初年度の決算においては大幅赤字となったものの、事業再生に取り掛かり間もない状況であったため、改善すべき事象の全体像を把握できず、予算設定の面においてもより楽観的な損益改善シナリオを採用していた。

また、平成 21 年 3 月期においては、ジャパンケアサービス東日本自体が一つの法人として決算を行ったことにより、ジャパンケアサービス東日本全体の損益を見ると、月次損益ベース営業利益において第 4 四半期以降若干の黒字となっていたこと（ただし、通期においては大幅な営業赤字）、更には、従前から承継した営業目標予算により翌期（平成 22 年 3 月期）は営業黒字が大きく改善するシナリオとなっていたこともあり、あえて慎重に減損兆候の判定を行うことはしなかった。

b. 減損兆候判定に係る資産のグルーピングについて

現行会計基準においては、減損兆候判定における資産のグルーピングにつき、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしている²³。

そこで、前述(1)～(3)における取得経緯、取得後の実態、経営数値の推移などに鑑みると、13 法人が一体となった一つの法人であるジャパンケアサービス東日本を最小単位のグルーピングとして測定するよりも、より最小単位のグルーピングで実態を把握し、減損の兆候判定を行う事が望ましいと考えられる。以下、その理由を記す。

① 現行セグメントとの整合について

ジャパンケアサービスグループのセグメント情報開示においては、サービス別に事業戦略を立案し、事業展開しているとの整理にて、「訪問系居宅サービス」、「施設系居宅サービス」、「その他居宅サービス」、そして「居住施設サービス」という 4 つの報告セグメントにて損益測定、のれん及びその他資産の割当を行っている。他方、実際の経理処理においては、ジャパンケアサービスグループおよびジャパンケアサービス東日本における実際の事業運営及び業績管理においては、事業所ごとの直接損益（各事業所に帰属する利用者をベースとする営業収益の認識、各事業所に帰属するヘルパー等の人員をベースとする営業費用の認識）把握を行い、更に当該事業所の集合体を管轄する事業本部に帰属する管理間接人員の人件費コストを、一定の配賦計算にて各事業所に配賦する処理がなされている。従って、上記の報告セグメントは、各事業所を 4 つ

²³ 固定資産の減損に係わる会計基準及び同注解、また同適用指針参照のこと。

サービスに関連づけて区分けし、全体を集計した計算上の単位となっているに過ぎず、最小単位の資産のグルーピングにおいて現行の開示セグメントと整合させる合理性はない。

② 事業取得の経緯とその後の組織再編

コムスンからの事業承継は、営業譲渡に類似する吸収分割の形式にて都道府県別の承継 13 法人をそれぞれ個別に取得し、それぞれの法人における取得価額と引継ぎ資産の差額をのれんとして認識したものである。しかしながら、都道府県別の法人形態による事業承継スキームは、コムスン側の事業売却事情²⁴によるところが大きい部分もあると考えられる。そして、時間を置かずその数ヶ月後の平成 20 年 7 月に組織再編²⁵を行い一つの法人（ジャパンケアサービス東日本）へと集約している。従って、のれんを法人ごとに個別に識別することなく承継 13 法人を一つの事業体と見なし、全体で一括してのれんを把握すること自体、必ずしも不合理な点はないと思料される。

他方、事業運営の側面においては、事業本部自体が都道府県別に事業所を管理統括する活動実態があること、都道府県（ないしは、より小さい地域）単位で利用者の集客やヘルパー人材の募集がなされている営業実態もあること、更には各事業所における損益を詳細に求めることが可能であることが本件調査において把握されたこと²⁶、などの事実がある。そのため、組織再編が行われたとはいえ、都道府県単位でグルーピングを行い、当初の事業取得時に認識されたのれんの価値との連続性を比較することは十分可能で有り、何ら不整合となる部分はないと考えられる。

なお、ジャパンケアサービスグループに対して県別損益把握について平成 20 年 3 月以降、各期の実績の作成を求めたところ、下記のような業績推移が確認された。

（単位：百万円）

	H20/3 期		H21/3 期		H22/3 期		H23/3 期		H24/3 期	
県別	売上高	EBIT ²⁷	売上高	EBIT	売上高	EBIT	売上高	EBIT	売上高	EBIT
北海道	698	▲48	1,774	14	1,731	96	1,671	134	1,673	48

²⁴ 緊急性を要する事業売却であったことから、入札による売却可能性を高める趣旨からも都道府県別に法人を細分化することの必要性が求められていたとのことである。

²⁵ 組織再編に係る意思決定は平成 20 年 4 月に行われ、吸収合併の実行日が 7 月とされたものである。

²⁶ なお、このような損益状況の把握については、本件調査において当委員会が依頼したことで、ジャパンケアサービスグループ側で各種経営管理数値の整理を行い作成されたものである。従って、これまでは各事業所単位まで詳細に損益分析を行い、かつ間接費の配賦を厳格に行う経理情報の保有及び管理はなされていなかったのが実態である。

²⁷ 事業所における直接損益に、事業本部の間接費及び本社経費の配賦を行った結果の損益を指す。

	H20/3 期		H21/3 期		H22/3 期		H23/3 期		H24/3 期	
県別	売上高	EBIT ²⁸	売上高	EBIT	売上高	EBIT	売上高	EBIT	売上高	EBIT
岩手	114	▲11	286	▲8	289	13	275	25	246	5
秋田	87	▲0.6	220	14	212	22	206	29	201	13
山形	190	▲20	504	8	525	38	519	54	531	34
福島	128	▲25	357	▲37	396	▲8	415	28	436	12
栃木	175	▲38	406	▲48	398	7	415	17	430	5
埼玉	667	▲70	1,532	▲48	1,516	26	1,582	103	1,586	33
新潟	255	▲24	647	8	603	▲17	613	20	602	▲29
千葉	616	▲89	1,402	▲113	1,294	22	1,355	87	1,386	29
石川	80	▲23	185	▲17	187	7	196	20	190	4
福井	67	▲3	132	▲3	108	2	109	4	121	1
東京	1,858	▲378	3,986	▲423	3,327	37	3,129	73	3,069	13
神奈川	587	▲79	1,400	▲84	1,336	▲39	1,397	6	1,380	▲50
合計	5,528	▲813	12,837	▲740	11,928	208	11,888	606	11,855	122

出所：ジャパンケアサービスグループ管理資料他

間接費配賦前の直接損益率推移は以下の通り。

	H21/3 期	H22/3 期	H23/3 期	H24/3 期
北海道	22.9%	21.8%	19.7%	18.5%
岩手	18.6%	19.5%	18.3%	13.7%
秋田	27.3%	24.3%	27.0%	24.0%
山形	22.2%	21.8%	21.5%	20.9%
福島	12.5%	11.2%	13.1%	12.8%
栃木	7.3%	16.7%	17.5%	16.3%
埼玉	20.4%	18.4%	16.1%	17.8%
新潟	21.6%	16.8%	16.4%	13.7%
千葉	16.1%	18.0%	17.5%	16.4%
石川	18.3%	18.4%	21.4%	18.3%
福井	18.4%	17.2%	16.3%	14.2%
東京	13.8%	15.6%	12.8%	13.5%
神奈川	11.9%	9.9%	10.9%	9.6%
全社	17.0%	17.0%	15.9%	15.4%

*H20/3 期については県別直接損益の把握がなされていない。

出所：ジャパンケアサービスグループ管理資料他

²⁸ 事業所における直接損益に、事業本部の間接費及び本社経費の配賦を行った結果の損益を指す。

c. 第三者委員会の見解

少なくとも、県別単位で詳細な損益測定が可能な状況にある以上、ジャパンケアサービスグループが採用した全社一体での損益状況のみをもって減損兆候判定することは適切でないと当委員会は判断する。また、セグメント情報で開示する4つのサービス区分によるグルーピングで減損の兆候判定を行うよりも、事業所単位、あるいは事業所の集合体となる従前の13法人単位でのグルーピングを最小単位と見なすことが、実態把握という面においても、より合理的であると判断する。以上を踏まえ、当委員会では、県別のグルーピングを採用することが適切と判断した。

(5) 減損兆候判定タイミングについて

a. 実績ベースを参照した将来予測値の採用

前述(4)の通り、承継13法人別、すなわち県別の損益状況を把握したところ、最終的に、新潟および神奈川における直接損益の収益性が低いこと、また、間接費配賦後の営業損益（EBIT）を算出したところ、同じく新潟および神奈川については事業承継以降、営業赤字体質がほぼ継続している事実が明らかとなった²⁹。

その他の県においては、経営改善の効果が明らかになる以前の平成21年3月期までは間接経費配賦後の営業損益においても赤字となるものが多かったが、平成22年3月期以降は営業黒字化を段階的に達成しており、減損の兆候は改善される方向に向っていた³⁰。実績把握についてはより慎重に事実確認を行うため、平成24年9月期の半期業績についてもジャパンケアサービスグループに対して提示を求め、新潟および神奈川の実績が営業赤字となっている事実を確認し、最終的に減損兆候の有無を認めることとした。

なお、平成20年度ないし平成21年度の時点における将来予測として、ジャパンケアサービスグループの翌期予算を用いることは、予算精度に係る信頼性が低いことから、当該予算に依拠することは適切でないと思料される。

²⁹ 新潟県及び神奈川県については、収益性の低い事業所が多く収支の改善は現時点における重要な経営課題であるとの認識を、ジャパンケアサービスグループのマネジメントも有していることがインタビューを通じて確認された。従って、実質的な意味においても、新潟県および神奈川県に係るのれんの価値は毀損していることが明らかになったといえるものである。

³⁰ 本件調査で当委員会が実施した平成24年度上期の実績値をもとにした減損兆候判定テストにおいても新潟及び神奈川を除くその他の県では減損兆候が認められなかった。

(参考) H22 年度実績値と予算値の乖離 (単位: 百万円)

県別	H22/3 期実績値		H22/3 期予算	
	売上高	EBIT	売上高	EBIT
北海道	1,731	96		
岩手	289	13		
秋田	212	22		
山形	525	38		
福島	396	▲8		
栃木	398	7		
埼玉	1,516	26		
新潟	603	▲17		
千葉	1,294	22		
石川	187	7		
福井	108	2		
東京	3,327	37		
神奈川	1,336	▲39		
合計	11,928	208	12,504	182

*H22/3 期予算についての県別売上高/EBIT は未作成となっている。

出所: ジャパンケアサービスグループ管理資料他

b. 事業承継初年度における判定の必要性

なお、事業承継初年度となる平成 20 年 3 月期の時点で、減損兆候判定すべきかについても下記の通り検証した。

① 平成 21 年 3 月期における業績改善期待

ジャパンケアサービスグループは、平成 20 年 3 月期の時点では、翌平成 21 年 3 月期において事業改善が実現し、営業赤字が解消するであろうとの強い想定を有していた。この点は、平成 20 年 6 月以降、3 度にわたり全社レベルで共有した「非常事態宣言」においても、承継 13 法人における業績改善が全社的な経営課題であるとの意識共有を行ったことからその意向は推認される。

② 平成 21 年度予算の承認

上記(1)に関連するが、平成 21 年度予算 (平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月) については、確かに現時点においては営業予算に相当するものといわざるを得ないが、営業黒字を想定した予算を取締役会で承認し、執行していた事実もある。この点につき、損益改善の課題の一つとして人員配置の適正化も含まれて

おり、その実現如何が予算に示される営業利益達成に重要な影響を与えるものでもあった。確かに、営業目標とする予算設定であったといえるが、同時に適正人員配置への対応による人件費削減も進めており予算の達成に関する実現性を部分的には有していたといえる。従って、当時の予算信頼性を完全に否定するものではないと考えられる。

c. 第三者委員会の見解

以上を踏まえ、現行の減損会計基準に照らし合わせた結果、当委員会は営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスと判定すべきタイミングは、2期連続して営業赤字が判明した時点となる平成21年3月とすることが最も適切であると判断した。また、平成20年3月期における減損兆候判定の必要性について、当初の想定と大きく乖離した営業赤字の事実をもってのみで認定することは、その後の回復可能性を見込んでいた当時の事情に照らし合わせると、実施すべきとまで強く主張できる状況ではないと判断した³¹。

(6) 自己創設のれんについて

a. 自己創設のれんの有無に関する検討

現行会計基準においては、第三者取得（買入）のれんについての資産計上を認め、いわゆる自己創設のれんについての資産計上を容認していない³²。資産計上額の妥当性につき客観的根拠をもって説明することが困難であるとの理由によると理解されている。

本件調査においても、自己創設のれんに相当するものが混在していないかを慎重に検討した。すなわち、事業承継時に取得した資産ないし事業と異なる資産ないし事業により新たに創出された（あるいは追加された）営業収益が、減損兆候判定時における将来事業キャッシュ・フローの重要な割合を占める可能性の有無を詳細に検討したところ、そのような事実は認められなかった。この点は、ジャパンケアサービス東日本の事業業績が、前述(3)に示す通り当初の想定に比して大きく低下したものの、その後の収益改善は、効率化を目指した近接事業所の統廃合を含む人員配置の適正化によるコスト構造の見直しによるものが主たる要素であり、従前と異なる地域における新たな事業所の開設や、異なる事業サービスの開始によりもたらされたものでないという事実によっても確認されている。

³¹ なお、企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）105項以下においても、買収対価の過大評価や過払いが生じている可能性がある場合に、のれんの過大計上を認め、企業結合初年度に減損を行う可能性を指摘するが、本件調査ではかかる過大計上となる部分は認められなかった。

³² 例えば、企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）105項以下において、自己創設のれんに関する考え方が示されている。

b. 第三者委員会の見解

以上より、事業承継時に取得したのれんの価値が大きく毀損する中で、それと平行して新たなのれんが創出され、結果として従前と同等の金額的価値が維持されているという事実は認められなかった。よって、当委員会においては、事業承継における取得のれんにつき、当初の想定以上に業績悪化が顕在化したことで一部毀損が生じた、という認識が適切であると判断した。

(7) 会計処理の妥当性及び訂正について

a. ジャパンケアサービスグループ判断及び処理の妥当性についての検討

のれんの減損兆候判定につき、ジャパンケアサービス東日本を最小単位の資産のグルーピングと捉え、対応する営業損益の実績および翌期予算のみをもって減損の兆候なしと判断したジャパンケアサービスグループの会計処理の妥当性について、以下で検証する。

① 予算精度の信頼性について

これまでの業務実態に照らし合わせると、ジャパンケアサービスグループにおける翌期予算の信頼性は低かったということが出来る。特に、平成 20 年度および平成 21 年度は、事業承継による再生段階にあつて、人事的混乱、経理処理上の混乱など様々な問題が存在した時期であつた。このような混乱状態が適切に改善されたと明確に確認できない平成 21 年 3 月期において、営業目標を基準に作成されたといえる翌期予算に依拠し、翌期予算がプラスであることをもってのみで減損兆候判定を行ったことは、慎重さを欠いたといわざるを得ない。

② 資産のグルーピング判定について

資産のグルーピングの考え方につき、承継 13 法人を一体とみなし全体の営業損益（ないし事業キャッシュ・フロー）の将来予測値を基準に兆候判定を行うこと自体に、明らかな会計処理判断の逸脱があつたとまでいうことは難しいと考えられる。

この点は、平成 20 年 7 月に承継 13 法人が組織再編により一つの法人へと整理統合されたこと、また当該組織再編が、事業承継当初の経営不効率（とりわけ都道府県単位の管轄による各種制約要因を生み出していた事実の存在）を改善させる合理性を有していたことなどから、一体でのグルーピングを最小単位とみなす判断に不合理性があるとまで言い切れない側面を有するからである。

しかしながら、前述(5)において指摘する通り、経営管理実態としては、事

業本部制を敷いてより細分化された単位での業績把握を行っていたものの、このような経営管理情報は経理部門と常に共有されておらず、減損の兆候判定テストにおいても全く参照されない経緯があった。前述したような平成 20 年度および平成 21 年度における人事的混乱、経理処理上の混乱など様々な問題が存在した時期に、経理部門が決算において活用した内部情報が限定されていたとはいえ、十分な実態把握を行わずにジャパンケアサービス東日本を一体で資産グルーピングの最小単位とみなしたことは、やはり慎重さを欠いた対応であったといわざるを得ない。

③ 第三者委員会の見解

かかる事情に照らし合わせると、ジャパンケアサービスグループが採用したのれんの会計処理方針に対し、実際の会計処理が大きく逸脱していたとまでいうことは出来ない。しかしながら、平成 21 年 3 月期において連結純資産が 754 百万円へと落ち込む状況下で、のれんの減損兆候判定を、承継 13 法人の一体化された全体損益のみを前提に実施不要と判断したことは、のれん勘定の財務諸表における全体重要性の観点に鑑みると、慎重さを欠いた対応であったと指摘できる。

④ 訂正すべき処理について

これまでの検討を踏まえると、本件調査において訂正すべき会計処理は以下の通りになる。

まず、のれんの減損兆候判定タイミングについては、平成 21 年 3 月期をもって実施すべきと判断する。そして、採用すべき将来予測値は、平成 24 年 3 月期までの実績を考慮した実績値を参照することが適切と判断する。その上で、平成 24 年 3 月期時点でも営業赤字が解消されない新潟および神奈川について、のれんの減損処理を実施することが適切と判断する。

具体的減損額は、新潟については 64 百万円、神奈川については 247 百万円となっている。

なお、栃木については、当初より負のれんとなっていたところでもあり、減損兆候判定における資産のグルーピングを県別に測定した平成 21 年 3 月期において、上記新潟及び神奈川と併せて一括償却することが妥当と判断した。

A) のれん勘定に係る訂正の概要

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤ (①+③-④)
決算期	BS 計上額	JCSE 関連のれん	のれん勘定 の修正	償却費 の修正	修正後 のれん残高
取得時	1,698,352	1,630,897	-	-	1,698,352
平成 20 年 3 月期	1,636,155	1,596,920	-	-	1,636,155
平成 21 年 3 月期	1,575,387	1,515,375	▲312,043	-	1,263,343
平成 22 年 3 月期	1,483,613	1,433,830	▲312,043	▲16,791	1,188,362
平成 23 年 3 月期	1,386,089	1,352,285	▲312,043	▲33,582	1,107,629
平成 24 年 3 月期	1,730,532	1,270,740	▲312,043	▲50,374	1,468,864
		修正累計額	▲312,043	▲50,374	▲261,668

*修正後残高は、当初の残高に累計の修正額を調整したものとなっている。

B) 負ののれん勘定に係る訂正の概要

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤ (①+③-④)
決算期	BS 計上額	JCSE 関連のれん	のれん勘定の 修正	償却費 の修正	修正後 のれん残高
取得時	▲12,324	▲12,324	-	-	▲12,324
平成 20 年 3 月期	▲12,067	▲12,067	-	-	▲12,067
平成 21 年 3 月期	▲11,451	▲11,451	11,451	-	-
平成 22 年 3 月期	▲10,989	▲10,989	11,451	616	-
平成 23 年 3 月期	▲10,218	▲10,218	11,451	1,232	-
平成 24 年 3 月期	▲9,602	▲9,602	11,451	1,848	-
		修正累計額	11,451	1,848	9,602

*修正後残高は、当初の残高に累計の修正額を調整したものとなっている。

(8) 問題の所在について

以下、本件調査において判明した不適切な会計処理に係る問題の所在について検討する。

① 統一した測定手法の不存在

減損兆候判定に用いる資産のグルーピングに関する統一した測定手法が存在していなかった。この点は、事業承継当時の経理部門における人員体制の不足に起因するともいえる。確かに、各期の決算（四半期報告も含む）においては、監査法人とも会計処理方針の考え方を確認する局面はあったが、不十分な理解のもとで集計された会計データのみをもって判断を仰いだ点は、

適切でないと判断される。

② チェック体制の不備

後述する固定資産の減損に係る兆候判定においては、確かに事業所別に割り当てられた翌期予算数値をもとにした営業損益にて減損判定を行っていた。しかしながら、翌期予算については、経営企画部門が策定した営業目標予算をそのまま活用しており、特段の擦り合わせや、事実確認をせず経理部門はそのまま受け入れていたのが実態である。また、当時、経理部門および経営企画部門を統括する明確な責任者がおらず、両部門の整合性をチェックする機能が存在していなかった。

こういった要因から、特に重要と思われるのれん勘定についても、翌期予算との整合性を取らずにジャパンケアサービス東日本全体の損益状況のみをもって減損兆候判定テストを行っていた。

③ 不十分な予実管理体制

上記①及び②に関連するが、予算と実績の大幅乖離に対する要因分析が適切になされず、信頼性を欠いた予算策定体制が維持されていた。少なくとも、ジャパンケアサービスグループないしはジャパンケアサービス東日本のような1万人を超える介護利用者とそれを支える5千人を超える規模の従業員を抱える組織においては、予算執行とその運用管理を適切に行う内部体制をコムスンからの事業承継後、直ちに整える必要性があったといえる。

また、経理部門においても、複数の連結子会社を有し、膨大な経理処理が求められる環境において、全体を統括しうる経験者が少数に限られていたのは、非常にリスクが高い状況であったといわざるを得ない。

以上を踏まえると、本件調査において認識された不適切な会計処理については、単なる個人の経理処理エラー、あるいは特定部門の機能不足から生じたというのではなく、むしろ全社的な内部管理体制の不備から生じた組織的問題であったと言える。

3 固定資産の減損損失の過少計上

固定資産の減損処理については、のれんの減損処理に関連して行った実績ベースの営業損益の確認を踏まえ、採用する将来予測値の修正を行ったことにより発生したものである。すなわち、平成23年3月期以前の減損認識においては将来予測値と実績値に大幅な乖離が生じていることから、営業損益の実績値を参考にしつつ、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もった結果、個々の事業所（資産グループ）において、減損の兆候が見受けられた時期において、従来处理で不足する減損損失の認識を行うものである³³。

従って、減損兆候判定における検討すべき事項については、のれんの減損処理と重複することから、詳細説明についてはのれんの減損処理を参照することで代替し、本項においては省略することにする。

なお、固定資産の減損については、ジャパンケアサービス東日本における訂正に加えて、旧ジャパンケアサービスにおける減損処理においても、同様の考え方により追加的減損処理の必要性を検討した³⁴。

訂正すべき減損額については以下の通りとなる。

ジャパンケアサービス東日本における訂正の概要

(単位：千円)

決算期	建物	建物附属 設備	工具器具 備品	固定資産 合計	減損損失 の修正
平成20年3月期	-	-	-	-	-
平成21年3月期	▲241	▲12,994	-	▲13,236	13,236
平成22年3月期	-	-	-	-	-
平成23年3月期	-	-	-	-	-
平成24年3月期	-	▲27,778	-	▲27,778	27,778
			累計額	▲41,014	41,014

³³ なお、本件調査の過程で資産グループにおける間接経費の配賦方法を見直したこともあり、認識された対象資産の追加的減損については、新たに採用した見積り方法によって生じた部分も含まれていることから、金額的重要性の判断も考慮し、平成24年3月期の「会計上の見積り変更」として扱っている。そのため、従前の平成24年3月期に実施した減損判定を本件調査において否定するものではない。

³⁴ なお、平成24年3月期の訂正は、ジャパンケアサービス東日本と旧ジャパンケアサービスが統合した新ジャパンケアサービスにおいて一体処理されている。

旧ジャパンケアサービスにおける訂正の概要

(単位：千円)

決算期	建物	建物附属 設備	工具器具 備品	固定資産 合計	減損損失 の修正
平成 20 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 21 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 22 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 23 年 3 月期	-	-	-	-	-
平成 24 年 3 月期	▲7,063	▲1,759	▲1,116	▲9,938	9,938
			累計額	▲9,938	9,938

4 ファイナンス・リース取引に関する会計方針変更の妥当性について

(1) 当委員会での検討に至る経緯及び検討事項

当委員会では、賃貸不動産の減損処理の妥当性を検証する過程で、平成 24 年 3 月期において、会計方針の変更によってファイナンス・リース取引と判定し、売買処理に準じて会計処理されたものがあり、その中に収益性に問題がある 2 つの施設（「本件 2 施設」という。）があったことから、本件 2 施設に関する減損の要否についての追加検討を行った。

また、本件 2 施設の取得の経緯を検証する過程において、当委員会は過年度における会計処理の妥当性を含む当該会計方針の変更の妥当性についても再検証する必要があると判断し、賃貸借契約の締結時においてオペレーティング・リース取引として判定したことの妥当性についても検討を行った。

(2) 検証の対象となる本件 2 施設の概要

a. 施設の概要

今回検証した施設はウエルピア市川とグリーン東京の 2 施設であり、概要は次の通りである。

施設名	ウエルピア市川	グリーン東京
所在地	千葉県市川市柏井町 1-1073	東京都羽村市栄 2-6-4
利用目的	介護付有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム
建築時期	平成 2 年 9 月（本館） 平成 7 年 2 月（新館）	昭和 52 年 11 月
構造	鉄筋コンクリート造 5 階建 鉄筋コンクリート造 7 階建	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 8 階建
当初賃貸借契約日	平成 19 年 11 月 30 日	平成 19 年 11 月 30 日
当初賃貸借契約期間	30 年間	30 年間
内中途解約禁止期間	当初 18 年間は中途解約禁止	当初 18 年間は中途解約禁止
賃貸人	A 特定目的会社	A 特定目的会社
その他	一部借地あり	-

b. 本件 2 施設の賃貸借契約及び事業承継の経緯

本件 2 施設は、X 社が平成 19 年 11 月 19 日に特定目的会社を使って流動化した施設であり、X 社がリースバックを受け、100%子会社である Y 社が当該施設を転貸借して事業を営み、ジャパンケアサービスは、Y 社の賃借人としての地位を承継し A 特定目的会社から借り受ける予約に同意した。この賃借人の地位継承の予約は、特定目的会社のみが予約を完結する権利（「予約完結権」という。）を有し、Y 社及びその後会社分割により当該事業を承継した Z 社が賃料等の支払を 2 ヶ月以上滞納した場合などのトリガー事由が発生した場合に、ジャパンケアサービスが賃借人の地位を承継する義務を負うバックアップ契約のことである。

平成 21 年に入り Z 社による賃料の滞納が発生し、平成 21 年 7 月に A 特定目的会社が予約完結権を行使した結果、ジャパンケアサービスは平成 21 年 10 月 30 日に賃借人としての地位を承継し、平成 22 年 11 月 19 日に有料老人ホーム事業を承継するまでの期間は Z 社に転貸し、Z 社が事業を継続しており、賃料については特定目的会社にリザーブされていた資金を充当した。

(3) 現行の会計処理及びその背景

a. 平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期

オペレーティング・リース取引に該当するものとして賃貸借処理している。

建物賃貸借契約変更契約では、当初賃貸借契約開始日から 18 年間の中途解約禁止期間について、賃借人が 12 か月以上前に賃貸人に対して解約通知を行い、かつ賃貸人が承諾し得る新たな賃借人（「代替賃借人」という。）を紹介し、賃貸

人が当該代替賃借人と新たに賃貸借契約を契約した場合には解約可能とされている。つまり、中途解約禁止期間中に中途解約をした場合でも規定損害金は発生しないが、代替賃借人が賃貸人と賃貸借契約を締結するまでの期間は賃借人が賃料相当額の支払及び施設介護事業の継続の義務を負うことになる。

ジャパンケアサービスでは、当該賃貸借契約が通常所有権移転外ファイナンス・リースに該当する賃貸借契約と異なり、中途解約禁止期間であっても代替賃借人に承継させることにより規定損害金を支払うことなく中途解約ができることから、当該契約についてオペレーティング・リース取引として取り扱うことが妥当と判断した。

これについては、事前に監査法人と協議し、了承を得ていた。

b. 平成 24 年 3 月期

所有権移転外ファイナンス・リースに該当するものとして売買に準じた会計処理に変更した。

ジャパンケアサービスでは、平成 22 年 11 月に有料老人ホーム事業を承継したが、施設の稼働率がなかなか改善せず、また賃料負担が重く営業損益がマイナスとなる状況が継続した。

ウエルピア市川

(単位：千円)

	平成 23 年 3 月期 (実質 5 ヶ月)	平成 24 年 3 月期
売上高	267,829	685,536
支払賃料	74,512	183,580
その他費用	229,567	610,696
営業損益	▲ 36,250	▲ 108,740

グリーン東京

(単位：千円)

	平成 23 年 3 月期 (実質 5 ヶ月)	平成 24 年 3 月期
売上高	183,849	405,469
支払賃料	64,831	153,435
その他費用	168,926	418,125
営業損益	▲ 49,908	▲ 166,091

ジャパンケアサービスグループは、本件 2 施設の賃料減額あるいは施設の買取交渉に使用する目的として平成 23 年 12 月に当該 2 施設の不動産鑑定評価を入手した結果、いずれの施設も平成 19 年 11 月の流動化時点から大幅に価格が下落しており、現行賃料がマーケットに比して著しく高い水準にあることを認識するに至った。

ジャパンケアサービスグループは、平成 24 年 3 月期の有価証券報告書に記載している通り、メッセージの連結子会社になったことに伴い、親子会社間の会計処理統一の観点から、ファイナンス・リース取引の判断基準を親会社に合わせ、より厳密に判定した結果、これまで賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていた当該施設を含む一部の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引に該当するものとして、売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更した。

また、ジャパンケアサービスグループとメッセージの間で、過年度の連結財務諸表の訂正可否について協議を行ったが、過年度にオペレーティング・リース取引と判断したことは妥当であり、平成 24 年 3 月期においてはあくまで会計方針の変更として取り扱うものとし、監査法人もこれを了承した。

c. 減損会計の適用について

本件 2 施設は、いずれも平成 22 年 10 月に事業を承継後平成 24 年 3 月期まで継続して営業から生じる損益及びキャッシュ・フローいずれも 2 期連続してマイナスの状況にあり、メッセージ及びジャパンケアサービスグループは、本件 2 施設について減損の兆候があると判定した。

ただし、減損の認識の判定に際して、それぞれの将来キャッシュ・フローを計算し、割引前キャッシュ・フローがリース資産の簿価を上回ることから、結果として減損は不要と判断している³⁵。

(単位：千円)

リース資産	リース資産 簿価	割引前将来 キャッシュ・フロー	不動産鑑定評価額 (参考)
ウエルピア市川	1,022,134	4,014,967	1,140,000
グリーン東京	690,290	3,666,872	830,000

³⁵ メッセージがジャパンケアサービスグループの親会社となったことにより、本件 2 施設の収支改善を両社において見直したところ、将来キャッシュ・フローがプラスになると判定されたため減損兆候無しと判断したものである。なお、本件調査の時点において、現行の賃料水準にて実際の収支が改善されていること、また今後改善される蓋然性が高いことが確認されている。

(4) 第三者委員会の見解

a. 平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期におけるオペレーティング・リース取引の判定について

中途解約禁止期間において中途解約が可能か否かは、結局のところ代替賃借人に賃借人の地位を承継させることができるかどうかをどのように捉えるかであり、単に契約書の文言だけでなく、契約条項の内容、商慣習、本件特定目的会社を使った全体のストラクチャーの組成の経緯ならびに特定社債権者等にとって責任財産となる特定資産の位置づけなど、様々な観点から総合的に評価・検証することが求められる。

当時、ジャパンケアサービスでは、代替賃貸人への承継の困難性に係る判断まで踏み込まず、中途解約禁止期間中でも規定損害金を負うことなく中途解約ができるとする契約上の記載によりオペレーティング・リース取引と判定したが、当時もジャパンケアサービス内で賃料水準が高く収支を悪化させている主要な原因となっていることが指摘されていたことから、法的な解釈だけでなく実態を考慮して慎重に検討する必要があった。しかし、そのことをもって、当時の判断が誤っていたとまで言えない。

一般に賃貸借契約により有料老人ホーム事業を行う場合、オペレーティング・リース取引となることが多く³⁶、また、当該施設はもともと流動化案件であることから、流動化の際にはオリジネーターと特定目的会社間の取引は真正売買の要件を充足しており、リースバックを受けたオリジネーター側では賃貸借処理をしていたものと推察される。また、バックアップ契約自体は、特定資産から生じるキャッシュ・フローの安定性を確保するためのものであり、賃借人の移動について拘束するものではない。こうした実態を考慮すると、賃貸借契約開始時点において、ジャパンケアサービスがオペレーティング・リース取引として賃貸借処理に準じた取扱いをしたことについては、一定の合理性があるものと考えられる。

b. 平成 24 年 3 月期

平成 24 年 3 月期の時点では平成 23 年 12 月時点の不動産鑑定評価書を入手しており、現行の賃料水準が判明した状況においては、代替賃借人に賃借人の地位を承継させることが極めて困難であると容易に判断できることとなった。この鑑定結果を踏まえ、解約不能リース期間中のリース料総額の現在価値が「見積現金購入価額」の概ね 90%以上であることが適切に確認され、ファイナンス・

³⁶ 有料老人ホームを賃借する場合は、オーナーに老人ホーム仕様に施設を建築してもらい、それを長期にわたり借り受けることが一般的であるが、事業リスクを伴うため賃貸借契約期間は 10 年から 20 年程度としており、経済的耐用年数の 75%より短く、またフルペイアウトの条件も満たさないケースが多い。

リース取引の要件を満たすと判定したとのことである。

かかるファイナンス・リース取引の判定において、土地の賃料が判別不能であるため、土地と建物を区分せずに現在価値基準の判定を行うこと、中途解約禁止期間におけるリース料の割引現在価値と比較する借手の現金購入価額として不動産鑑定評価の金額を使用すること、いずれも現行会計基準で認められた処理であり、その結果ファイナンス・リース取引と判定したことは妥当である。

c. 会計方針の変更について

平成 24 年 3 月期にファイナンス・リース取引としたことが誤謬の訂正ではなく会計方針の変更とした点については、すでに検討したように、過年度にオペレーティング・リース取引と判断したことは一定の合理性があった。また、平成 24 年 3 月期において、メッセージの連結子会社になったことに伴い親子会社間の会計処理統一の観点から、ファイナンス・リース取引の判断基準を親会社に合わせ、より厳密な判定基準を採用しているが、当該変更自体合理性があり妥当なものであると考える。

以上検討した通り、平成 24 年 3 月期および過去いずれの判定も妥当なものであり、結果としてメッセージの採用している厳格な判断基準に従った結果、ファイナンス・リース取引として判定したことについて、会計方針の変更として取り扱ったことは妥当であると考ええる。

d. 減損会計について

本件 2 施設については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候ありとして減損の認識の判定を行い、その結果として減損の認識は不要との結論に至っている。

本件 2 施設は、ジャパンケアサービスグループが施設介護事業を専門とするメッセージの傘下に入ったことで、ビジネスモデルの見直し、収益改善のための具体的な施策による収益改善努力が図られており、また賃貸人との間で賃料水準の適正化についての具体的な協議も進行している。鑑定評価額は、それぞれ介護施設としての使用を前提とした収益還元法により評価されており、平成 24 年 3 月期の本件 2 施設のリース資産としての簿価は、当該鑑定評価額と概ね等しい価額となっていることから、平成 24 年 3 月期では減損損失の認識は不要とする判断は妥当と考える

e. 社内の管理体制について

平成 24 年 3 月期までは、訪問介護事業に関する各事業所の賃貸借契約などは

それぞれの地域事業本部が管理し、施設介護事業でオーナーに施設を建設してもらい施設の賃借を受ける場合など複雑な契約のみを本社の企画部門が直接管理していた。施設の建設を伴う場合には長期の賃貸借契約が締結されるのが一般的であり、賃貸借契約の条件によって会計上賃貸借処理か、売買に準じた会計処理かが決まるため、契約交渉の過程で会計処理がどうなるかといった検討が行われるが、ジャパンケアサービスグループでは、会計処理の事前の検討が要求されておらず、ほとんどが契約後に受動的に会計処理を検討するという体制であった。

平成 24 年度からは、決算への影響を考慮し、事前に会計処理への影響を検討することになったが、こうした体制は当時も行われる必要があった。

5 関係会社株式等の評価の妥当性について

(1) 当委員会での検討に至る経緯及び検討事項

当委員会では、事業譲受に関するのれんの減損処理の妥当性を検討する際に、対象会社である（当時の）ジャパンケアサービス東日本の純資産がマイナスである状況が継続していることから、ジャパンケアサービスグループの単体の財務諸表における子会社株式の評価の妥当性についても検討する必要があると判断した。また、子会社株式の評価の妥当性に加え、子会社に対する貸付金の評価の妥当性についても検討した。

(2) ジャパンケアサービスグループとジャパンケアサービス東日本

a. ジャパンケアサービス東日本について

前述 2 におけるのれんの減損の検討でも記載した通り、ジャパンケアサービスグループは、コムスンから承継した 13 法人を平成 20 年 7 月 1 日に統合し、ジャパンケアサービス東日本とした。また同年 8 月 1 日付でジャパンケアサービスグループを持株会社とする持株会社体制へ移行した。

持株会社体制へ移行後、ジャパンケアサービスグループでは、旧ジャパンケアサービスとジャパンケアサービス東日本の 2 社体制で在宅系サービス事業を行うことになり、さらに両社は平成 23 年 10 月 1 日付でジャパンケアサービス東日本を合併存続会社とし旧ジャパンケアサービスを合併消滅会社とする吸収合併を行い、新ジャパンケアサービスに変更した。

b. ジャパンケアサービス東日本の財政状態の推移

ジャパンケアサービス東日本及び合併後の財政状態の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期 ³⁷
総資産 (うちのれんの金額)	5,674,213 (1,515,375)	5,010,556 (1,433,830)	5,010,211 (1,352,285)	11,289,340 (1,270,740)
負債	7,649,539	7,197,418	6,736,794	11,539,518
純資産 (うち当期損益)	▲ 1,975,326 (▲ 1,187,226)	▲ 2,186,861 (▲ 211,535)	▲ 1,726,583 (460,278)	▲ 250,178 (▲ 1,060,826)

コムスンから承継した在宅系介護サービス事業は、承継前に想定していた以上に事業の立て直しに時間がかかり、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期の当初 2 期合計で約 20 億という多額の損失を計上、その後、経営改善努力や人事施策の実施などにより改善の兆候が見られたものの、継続して債務超過の状況にある。

また、ジャパンケアサービス東日本が計上しているのれんは、すべて平成 19 年 11 月にコムスンから事業承継した際に計上したもので、13 法人の統合により計上したのれんはない。

c. ジャパンケアサービスグループのジャパンケアサービス東日本株式残高及び
ジャパンケアサービス東日本との債権債務残高の推移

ジャパンケアサービスグループでは、平成 20 年 7 月の承継 13 法人の組織再編時にジャパンケアサービス東日本の資本金を 5 千万円に増資し、全額を引き受けている。また、平成 24 年 3 月期には、ジャパンケアサービス東日本と旧ジャパンケアサービスと合併し、その結果、旧ジャパンケアサービス株式簿価(3,112,868 千円)等が加算されたことで合計簿価が増加している。

(単位：千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期 ³⁸
東日本株式	50,000	50,000	50,000	3,165,868
東日本への債権				
売掛金	468,930	125,580	195,195	768,131
未収入金	-	-	1,067,653	477,326
短期貸付金	3,295,874	3,591,225	3,088,859	2,857,840
長期貸付金	2,583,651	2,094,051	1,604,451	1,114,851
未払金	-	-	446,989 ³⁹	-

³⁷ 平成 24 年 3 月期は、合併後の新ジャパンケアサービスの数字である。

³⁸ 平成 24 年 3 月期は、合併後の新ジャパンケアサービスの数字である。

³⁹ 当該未収入金は、すべて旧ジャパンケアサービスに対するもの。

ジャパンケアサービスグループのジャパンケアサービス東日本に対する貸付金は、コムスン事業を承継する際の買収資金(のれん代を含む)22.5億円に加え、当面の運転資金として供与されたものである。いずれも、ジャパンケアサービスグループが金融機関から借入れにより調達した資金を原資とするものである。当該借入金の一部はジャパンケアサービス東日本が介護報酬債権等を差し入れることで保全されている部分もある。なお、過去の損失に相当する部分や経常的な運転資金として貸し付けられた部分は、短期及び長期といった区分に限らず、実質的に返済が猶予された状況になっている。

(3) 会計処理の経緯

a. 新ジャパンケアサービス株式の会計処理

ジャパンケアサービスグループは、単体の財務諸表の作成において、ジャパンケアサービス東日本(平成24年3月期は新ジャパンケアサービス)株式を関係会社株式に含め投資その他の有価証券の部に計上している。

ジャパンケアサービス東日本(平成24年3月期は新ジャパンケアサービス)株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、現行の会計基準⁴⁰においては原則として取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をし、評価差額を当期の損失として処理しなければならない。

平成23年3月期までの事業年度において、減損処理あるいは投資評価引当金等の計上は不要と判断されたが、平成24年3月期において、かねてから財政状態に懸念のあったジャパンケアサービス東日本について、旧ジャパンケアサービスとの合併により新ジャパンケアサービス株式の簿価の金額的重要性が高くなったため、当該株式の評価減の検討を行った。

株式の評価に際して、平成24年3月期末時点における純資産残高に平成24年度からの中期計画に基づく将来予想利益を加算した金額(「修正純資産額」という。)と新ジャパンケアサービス株式の簿価とを比較し、修正純資産額が簿価を下回った場合、当該差額について投資評価引当金とする方法を採用した。ここで使用する修正純資産額の算出に使用する将来予想利益の金額は、過去の予算の達成度合いを考慮して算出したもの(「達成率調整後将来利益」という。)である。

ジャパンケアサービスグループでは、平成24年3月期における単体の財務諸表の作成にあたり、達成率調整後利益と純資産額を合計したものと新ジャパンケアサービス株式の簿価とを比較し、簿価を下回った部分について、関係会社株式

⁴⁰ 金融商品に関する会計基準、及び同実務指針を参照のこと。

投資損失引当金 1,178,000 千円を計上した。

b. ジャパンケアサービス東日本及び新ジャパンケアサービスに対する貸付金の評価

ジャパンケアサービスグループは、単体の財務諸表の作成において、ジャパンケアサービス東日本（平成 24 年 3 月期は新ジャパンケアサービス）に対する短期貸付金及び長期貸付金について、いずれもグループ会社に対する債権であり、業績が悪化している状況にないとの判断から、回収可能性について疑義がないとして貸倒引当金を計上していない。

(4) 第三者委員会の見解

当委員会としては、関係会社株式及び関係会社に対する貸付金の評価について、金融商品会計に関する会計基準及び同実務指針等に従って適正に会計処理がなされているかについて検討した結果、以下の結論を得た。

a. 新ジャパンケアサービス株式の会計処理

ジャパンケアサービスグループは、平成 24 年 3 月期に新ジャパンケアサービス株式の評価損を検討するにあたり、財政状態の悪化の有無を判断するための基礎として、期末日時点の純資産額に会社の将来獲得利益を加算した修正純資産額を使用した。

財政状態とは、期末日時点における会計上の純資産の額に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した 1 株当たりの純資産をいうが、会社の超過収益力や経営権等を反映して評価する場合もある。

新ジャパンケアサービスの平成 24 年 3 月期末の純資産額は 250,178 千円の債務超過となっており、債務超過の規模は旧ジャパンケアサービスとの合併により大幅に縮小したものの、事業を開始した平成 20 年 3 月期から継続して債務超過の状況にある。また、新ジャパンケアサービスが保有する主な資産は、介護報酬の請求債権、賃貸不動産及びのれんであり、評価差額として純資産額を増加させる重要な資産がないことから、原則的な方法により評価を算定すると、新ジャパンケアサービス株式の評価額は備忘価額程度となる。一方で、単体ジャパンケアサービスグループが採用したような会社の将来の事業計画に基づく将来利益を加味して関係会社株式を評価することを否定するものではないが、将来計画の妥当性あるいはそれに基づく利益の実現可能性を評価することは極めて困難であり、また、期末日現在で債務超過であり財政状態は悪化している事実を考慮した場合、平成 24 年 3 月期において、新ジャパンケアサービス株式の評価額を備忘価額まで引き下げることが妥当と考える。

また、株式の評価額を備忘価額まで引き下げる場合、減損とするか投資損失引当金とするかは、著しく価値が下落している状況を考慮して減損とすることが考えられるが、将来計画などに基づき回復可能性を慎重に判断した結果として、投資評価引当金とすることが妥当であるとし、かつ合理的な根拠をもって説明可能であればそのような取り扱いをすることも妥当と考える。

b. ジャパンケアサービス東日本株式の会計処理

平成 23 年 3 月期までのジャパンケアサービス東日本株式（簿価 5 千万円）については、コムスン事業承継による事業開始から継続して大きく債務超過の状況にあった。ジャパンケアサービスグループでは、対象会社が債務超過であることは認識していたが、改善傾向にあることから平成 23 年 3 月期まで評価の見直しは不要と判断したが、債務超過の金額的重要性を考慮し、ジャパンケアサービスグループの平成 21 年 3 月期における単体の決算において、保守的に全額減損処理することが妥当であったと考える。

c. ジャパンケアサービス東日本及び新ジャパンケアサービスに対する貸付金の評価

ジャパンケアサービスグループの連結と単体の純資産は以下の通りである。

(単位：千円)

	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期	23 年 3 月期	24 年 3 月期
連結	2,327,342	753,891	1,124,351	1,304,860	494,919
単体	3,836,891	3,634,167	3,935,559	3,916,609	2,646,036

ジャパンケアグループの連結と単体の純資産の差異の原因は、主にジャパンケアサービス東日本（平成 24 年 3 月期は新ジャパンケアサービス）の剰余金のマイナス分である。つまり、ジャパンケアサービスグループの連結決算上はジャパンケアサービス東日本の業績が適正に反映されるものの、単体の決算においてはジャパンケアサービスグループが有するジャパンケアサービス東日本の株式及び貸付金が取得価額（平成 24 年 3 月期は一部投資損失引当金を計上）で評価されているためである。

こうした連結と単体の差異の実態を考慮し、ジャパンケアサービス東日本の過去の損失によって生じた剰余金のマイナスを、株式あるいは貸付金の評価に反映させるべきかについて検討した。

ジャパンケアサービス東日本（平成 24 年 3 月期は新ジャパンケアサービス）の株式については、すでに記載した通り、評価額をゼロとすることが妥当との結論に至った。貸付金については債権の保全状況、実際の貸付金の返済状況（資金

の回転状況)、貸倒れあるいは債権放棄等の有無あるいは今後の事業計画などに基づき回収可能性を吟味し、必要な引当金を計上すべきと考えるが、平成 24 年 3 月期までの期間において、貸倒れあるいは債権放棄等の事実はなく、また平成 23 年 10 月 1 日付で旧ジャパンケアサービスと合併したことにより債権の保全状況が改善し、かつ貸付金残高は徐々に減少していることに加え将来の事業計画上も業績の回復が見込まれていること等を勘案すると、貸付金に対する貸倒引当金の計上が行われなかったことは必ずしも不適切だったとはいえない。一方で、ジャパンケアサービスグループでは、連結と単体における純資産の差異分析や、担保等により債権の保全状況による貸倒引当金の計上の要否の検討といった手続を行っておらず、親子会社間の債権債務ということをもって貸倒引当金は不要との結論に至ったことには問題がある。再発防止策で触れているように、財務報告プロセスの見直しの中で、関係会社間取引等の適切な会計処理方針等を確立することが必要である。

(5) 関係会社株式の評価の過大計上

上記(4)に従い、対象となる関係会社の期末日時点の財政状態に基づき評価した結果、当委員会は平成 21 年 3 月期以降平成 24 年 3 月期までの事業年度において単体ジャパンケアサービスグループが保有する関係会社株式の評価が過大に計上されているとの結論に至った。各事業年度のジャパンケアサービス東日本（新ジャパンケアサービス）株式の評価の見直しによる影響額は以下の通りである。

ジャパンケアサービス東日本（新ジャパンケアサービス）株式

(単位：千円)

決算期	訂正前	訂正後	影響額
平成 21 年 3 月期	50,000	-	▲50,000
平成 22 年 3 月期	50,000	-	▲50,000
平成 23 年 3 月期	50,000	-	▲50,000
平成 24 年 3 月期	1,987,868	0	▲1,987,868

(6) 問題の所在

a. 会計処理方針あるいはガイドラインの不備

ジャパンケアサービスグループは、関係会社株式や関係会社への債権の評価について、具体的な判断基準やガイドラインを定めていない。平成 24 年 3 月期において、将来計画に基づく将来利益を加味して評価を検討するという方法も、会

社のガイドラインで定められたものではなく、評価の必要性が生じたことで初めて採用したものである。

会計基準には、一定の解釈の幅があり、取引や事象などの経済的事態をどのように捉えるかにより異なる結果となることがある。そのため、担当者の判断やその時々解釈によって会計処理を考えるのではなく、会社の実態にあった具体的な会計処理方針やガイドラインを作成することで、少なくとも統一的な会計処理を継続して適用することが可能となる。

以上を踏まえると、今回の関係会社株式の評価に関する問題は、結果として適切な会計処理方針あるいはガイドラインが整備されていれば適切に対応できたものであり、会社の内部統制上の不備が原因であったと考える。

第6 今後の対応策について

1 過年度決算の訂正

当委員会においては、前記のとおり、ジャパンケアサービスグループの過去の会計処理について訂正を行うべきものが存在するとの結論に至っている。従って、ジャパンケアサービスグループにおいては、所要の過年度決算訂正の手続及び作業を行うべきものとする。

2 訂正が必要となる会計処理の主な要因

当委員会では、ジャパンケアサービスグループにおいて今般の訂正が必要となる会計処理が行われた主な要因について、以下のように考えている。

(1) 会計に関する専門的知識の不足

今日、会計基準の複雑化、高度化に伴い、企業とりわけ上場企業の会計処理については、相応の専門的知識及び経験が要求されることが少なくない。その一方で、過去におけるジャパンケアサービスグループの役職員の状況を見ると、会計に関する専門的知識を必ずしも十分に持ち合わせていなかった面も否定できない。その結果、新たな会計基準が導入された場合、また複雑な取引が発生した場合において、適切妥当な会計処理を行うことが困難な状況にあったことがうかがわれる。

(2) 十分な経理マニュアル等の不備・担当者のスキル等に依存した体制

上記のとおり、今日の企業会計処理においては、相応の専門的知識及び経験が要求される一方で、社内のリソースは無限ではなく、限られた組織及び人員体制の中で、効率的に適切妥当な会計処理を進めていく必要がある。この点、ジャパンケアサービスグループにおける経理・会計処理マニュアルを見ると、その内容は必ずしも十分なものであるとは言えず、その結果として、経理・会計処理担当者の個人的なスキル（すなわち、知識及び経験）への依存度が必然的に高くなる傾向にある。このような状況のもと、年度毎に会計処理の判断が異なる、統一した基準・品質に基づく会計処理ができない、さらには担当者が交替した場合に会計処理が滞る等の支障が生じる可能性があったものと言える。

(3) 必要な情報の収集及び実態の把握が不十分

会計基準の複雑化、高度化は、会計処理の前提となる事実関係の把握及び必要な情報の収集、整理等についても、多面的な検討、判断を要求するところである。この点、ジャパンケアサービスグループにおける過去の会計処理の経緯を見ると、必要な情報の収集及び実態の把握に際して、一方向からの検討のみで、必ずしも

多方面からの検証、再検討などが十分に行われてこなかった面も否定できない。昨今の会計処理においては、ある程度の幅の中で、当該企業の判断に基づき会計処理を進める必要のある事項も少なくない。そのような場合に、考えられるいくつかの選択肢、シナリオを十分に検討することなく、一つの考え方、判断のみに依拠することは、結果として適切妥当な会計処理から外れる可能性をはらむものである。

(4) 将来計画の見通しの甘さ・各事業所の損益予測の甘さ

上記(3)で指摘したジャパンケアサービスグループにおいて必要な情報の収集及び実態の把握が不十分であったという状況は、ジャパンケアサービスグループにおける将来計画の見通しの甘さ・各事業所の損益予測の甘さという形で、具体的な問題として顕在化しているものと言える。すなわち、ジャパンケアサービスグループでは、将来の業績予測などを行う際に、必ずしも細部に至るまで精緻な検討を行ってこなかった状況もうかがわれ、その結果、実際の業績と予測との間に差異が生じた場合に、そのブレ幅が相当程度大きくなる可能性があったものと言える。また、将来の事業計画や業績予測の判断に不正確な点が含まれる場合、例えば不採算事業の特定・判別が困難となるなど、事業遂行の過程で適時に適切な意思決定を行うことができないという問題が生じる可能性がある。

3 再発防止策

当委員会では、ジャパンケアサービスグループにおいて、今般と同様の訂正が必要となる会計処理が将来再び行われるといった事態を防止するべく、以下のような点に留意し、所要の対応を講じることが有用であると考えている。

(1) 会計処理全般に関する経営陣の意識改革

前記のとおり今日の会計処理においては、当該企業（経営陣）の判断が求められる場面も少なくない。すなわち、いくつかの選択肢あるいはある程度の幅の中から、当該企業の具体的な状況を踏まえて、より適切妥当な会計処理を進めるべく必要な判断・決定を行う場面があり得る。この点で、ジャパンケアサービスグループの経営陣においては、会計処理が単なる数字の処理にとどまらない、経営判断の要素を含むものであることを十分に認識した上で、必要な対応を行うべきである。具体的には、経理処理、会計処理を担当部門及び担当者だけに任せきりにせず、経営陣において主体的に会計処理、会計判断に関与していくこと、経営陣の元へ報告される財務上の数字について、形式的な確認のみにとどめず、より具体的な説明（例えば、どのようにしてその数字に至ったかについての多面的な確認・検証）を求めるべきことなどが必要と考える。

(2) 財務報告プロセスの整備と運用の徹底

財務報告プロセスは、一般に経理部門が担当する月次の合計残高試算表の作成、個別財務諸表、連結財務諸表を含む外部公表用の有価証券報告書を作成する一連の過程として理解されているところ、ジャパンケアサービスグループにおいても、日々の経理処理作業が最終的には有価証券報告書等の中の財務諸表の作成につながるものであることを十分に認識し、日常的な経理作業と財務諸表の作成とを一体のものと捉える必要がある。そして、最終的な財務諸表作成の段階になりそれまで予定されていなかった仕訳作業をあらためて始めるなどの事態を回避し、より効率的に適切妥当な財務諸表の作成が可能となるよう、最終的な財務諸表作成を見据えた上で日々の経理処理業務のプロセスが具体的にどのようなべきかを今一度検証し、より適切合理的な業務プロセスを確立すべきである。確立された業務プロセスについては、経理担当者においてこれに従い日常の業務を進めるべき一方で、更なる改善の必要がある場合には、あらためて同様の検証作業が行われるべきである。

(3) 会計処理全般に関する従業員教育の徹底

ジャパンケアサービスグループにおいて経理業務、会計処理業務を担当する従業員は、必ずしも会計専門家と同等の知識を持ち合わせている訳ではなく、またその業務経験についても一様ではない。そのような状況の中で、ジャパンケアサービスグループにおいて適切妥当な会計処理を行い、所定の財務諸表等を適時に作成するためには、経理業務、会計処理業務に従事する従業員に対して、会計処理全般についての教育を徹底していくことが必須である。そして、そのような従業員教育は、単に担当部門の従業員全体のレベルの底上げを図るにとどまらず、経理処理、会計処理の管理者、責任者等がより高度な知識を得ることをも目的とすべきである。このような会計処理全般に関する従業員教育の徹底により、会計処理上の問題が存在するような場合でも、ジャパンケアサービスグループにおいて少なくとも何かしらの問題があり得ることを速やかに察知し、必要に応じて再度の検証を行う、あるいは外部専門家の意見を求めるなどの対応が迅速に行われることが期待できる。

(4) 専門家の積極的な活用

財務諸表の作成については最終的に会計監査人である監査法人の監査を経るものであるが、それ以前の経理処理、会計処理の段階においても、日頃から監査法人等のコミュニケーションを密にするなど、外部専門家を積極的に利用・活用すべきである。特に、新しい会計基準が適用される場合、あるいは重要な資産に

ついでの評価を行う場合などにおいて、自社に必ずしも十分なリソースがあるとは言えず、適切妥当な対応・処理が難しい状況においては、早い段階から外部の専門家に相談を行い必要な助言を得るとともに、状況に応じて具体的な事務処理について適宜の支援等を求めるべきである。監査法人等の外部専門家について、例えば監査レビューの際に講評・指摘を受けるだけという受け身の姿勢ではなく、ジャパンケアサービスグループ側から積極的に問題点、疑問点などを投げ掛け、それらの解消を図っていくという能動的な対応を期待するものである。

(5) 予算の精度強化

適切妥当な会計処理を進めるにあたり、精度の高い予算を作成することは、例えば将来におけるキャッシュ・フローを的確に把握するなどの点において、非常に重要である。ジャパンケアサービスグループにおいては、前記のとおり必要な情報の収集及び実態の把握が不十分であったことや、将来計画の見通しの甘さ・各事業所の損益予測の甘さなどもあり、過去に作成された予算について必ずしも十分な精度のものとは言えない面もあった。この点で、今後の予算作成にあたっては、予算作成のプロセスを見直した上で、より実態を適正に反映した精度の高い予算を作成できるよう努めるべきである。例えば、将来の業績予想に際して、一つのシナリオのみを前提にするのではなく、より楽観的なシナリオ、逆により悲観的なシナリオについても、各シナリオを想定した際の背景、原因などを十分に検討・検証した上で、自社の過去、現在、将来の状況に照らして、いずれがより実態に沿うものであるのかを判断するなどの必要があると考える。

以上

		平成21年3月期						平成22年3月期								
		通 期						第3四半期(連結累計のみ)			通 期					
		連 結			単 体						連 結			単 体		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
損益計算書	売上高	20,548	20,548	-	2,984	2,984	-	15,166	15,166	-	20,046	20,046	-	1,268	1,268	-
	営業利益	△ 975	△ 975	-	△ 142	△ 142	-	530	542	12	726	743	17	240	240	-
	経常利益	△ 1,117	△ 1,106	11	△ 19	△ 19	-	388	400	12	543	559	16	211	211	-
	特別損失	488	813	325	259	309	50	98	98	-	372	372	-	11	11	-
	減損損失	68	393	325	-	-	-	31	31	-	145	145	-	-	-	-
	投資有価証券評価損	214	214	-	214	214	0	1	1	-	1	1	-	1	1	-
	関係会社株式評価損	-	-	-	44	94	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	△ 1,654	△ 1,968	△ 314	△ 302	△ 352	△ 50	275	287	12	368	384	16	301	301	-	
貸借対照表	固定資産	6,564	6,239	△ 325	6,882	6,832	△ 50	6,547	6,234	△ 313	6,427	6,118	△ 309	6,791	6,741	△ 50
	有形固定資産	3,010	2,996	△ 14	490	490	-	2,863	2,850	△ 13	2,746	2,732	△ 14	508	508	-
	無形固定資産	1,677	1,365	△ 312	65	65	-	1,635	1,335	△ 300	1,605	1,309	△ 296	85	85	-
	うち、のれん	1,575	1,263	△ 312	-	-	-	1,508	1,209	△ 299	1,483	1,188	△ 295	-	-	-
	関係会社株式	-	-	-	3,167	3,117	△ 50	-	-	-	-	-	-	3,239	3,189	△ 50
	資産合計	11,404	11,079	△ 325	11,409	11,359	△ 50	11,774	11,462	△ 312	11,058	10,750	△ 308	11,214	11,164	△ 50
	純資産額	753	440	△ 313	3,593	3,543	△ 50	1,016	714	△ 302	1,124	826	△ 298	3,918	3,868	△ 50

		平成23年3月期														
		第1四半期（連結累計のみ）			第2四半期（連結累計のみ）			第3四半期（連結累計のみ）			通 期					
											連 結			単 体		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
損益計算書	売上高	4,962	4,962	-	10,068	10,068	-	15,271	15,271	-	20,545	20,545	-	1,501	1,501	-
	営業利益	131	135	4	363	371	8	506	519	13	598	615	17	428	428	-
	経常利益	92	96	4	333	341	8	473	486	13	601	617	16	423	423	-
	特別損失	191	191	-	193	193	-	193	193	-	217	509	292	171	463	292
	減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	291	291	0	291	291
	当期純利益	△ 95	△ 91	4	87	95	8	479	492	13	584	317	△ 267	137	△ 145	△ 282
貸借対照表	固定資産	6,316	6,011	△ 305	6,274	5,973	△ 301	6,613	6,317	△ 296	6,590	6,015	△ 575	6,220	5,887	△ 333
	有形固定資産	2,723	2,710	△ 13	2,714	2,701	△ 13	2,994	2,981	△ 13	2,976	2,671	△ 305	483	191	△ 292
	うち、建物及び構築物	1,518	1,505	△ 13	1,504	1,491	△ 13	1,719	1,705	△ 14	1,697	1,538	△ 159	252	107	△ 145
	うち、土地	1,160	1,160	-	1,160	1,160	-	1,160	1,160	-	1,160	1,013	△ 147	209	62	△ 147
	無形固定資産	1,575	1,284	△ 291	1,552	1,265	△ 287	1,522	1,240	△ 282	1,493	1,214	△ 279	76	76	-
	うち、のれん	1,459	1,168	△ 291	1,434	1,147	△ 287	1,410	1,127	△ 283	1,386	1,107	△ 279	-	-	-
	関係会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,239	3,189	△ 50
	資産合計	10,967	10,663	△ 304	11,040	10,740	△ 300	12,032	11,736	△ 296	11,517	10,942	△ 575	10,852	10,519	△ 333
	純資産額	908	615	△ 293	1,086	796	△ 290	1,516	1,231	△ 285	1,580	1,016	△ 564	3,916	3,583	△ 333

		平成24年3月期														
		第1四半期（連結累計のみ）			第2四半期（連結累計のみ）			第3四半期（連結累計のみ）			通 期					
											連 結			単 体		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
損益計算書	売上高	5,224	5,224	-	10,538	10,538	-	16,234	16,234	0	21,830	21,830	-	1,271	1,271	0
	営業利益	90	95	5	156	166	10	225	241	16	272	293	21	198	202	4
	経常利益	64	69	5	121	131	10	175	191	16	△ 136	△ 115	21	139	144	5
	特別損失	0	45	45	20	65	45	26	219	193	161	280	119	1,246	3,186	1,940
	減損損失	0	44	44	0	44	44	0	193	193	135	254	119	41	44	3
	関係会社株式評価損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3,115	3,115
	当期純利益	50	11	△ 39	76	42	△ 34	146	△ 32	△ 178	△ 752	△ 852	△ 100	△ 1,188	△ 3,126	△ 1,938
貸借対照表	固定資産	6,983	6,369	△ 614	6,880	6,271	△ 609	7,714	6,960	△ 754	9,216	8,542	△ 674	5,100	2,828	△ 2,272
	有形固定資産	3,136	2,787	△ 349	3,062	2,715	△ 347	3,114	2,619	△ 495	4,928	4,508	△ 420	414	124	△ 290
	うち、建物及び構築物	1,725	1,555	△ 170	1,836	1,667	△ 169	1,829	1,541	△ 288	1,702	1,441	△ 261	220	80	△ 140
	うち、土地	1,160	982	△ 178	1,160	982	△ 178	1,160	953	△ 207	1,110	953	△ 157	180	31	△ 149
	無形固定資産	1,669	1,395	△ 274	1,629	1,359	△ 270	2,090	1,824	△ 266	2,030	1,768	△ 262	268	268	-
	うち、のれん	1,361	1,087	△ 274	1,337	1,067	△ 270	1,773	1,507	△ 266	1,730	1,468	△ 262	-	-	-
	関係会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,750	584	△ 3,166
	関係会社投資損失引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1,178	0	1,178
	資産合計	11,467	10,853	△ 614	12,264	11,655	△ 609	13,417	12,664	△ 753	14,726	14,052	△ 674	9,611	7,340	△ 2,271
	純資産額	1,559	955	△ 604	1,595	996	△ 599	1,657	913	△ 744	494	△ 170	△ 664	2,646	374	△ 2,272